

第2次八幡浜市自殺対策計画



令和7年3月

八幡浜市

はじめに

生涯を通じて心身ともに健康な生活を送ることは誰しもの願いです。

全国の自殺者数は、平成18年の自殺対策基本法の制定以降、国を挙げた自殺対策の推進により大幅に減少しました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化し、令和2年には自殺者数は再び増加に転じ、毎年2万人を超える人が自殺で命を落としている状況であります。

本市においても、平成30年頃までは毎年10人程度が自ら尊い命を絶つという状況にあったため、令和2年3月には「第1次八幡浜市自殺対策計画」を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、市民の暮らしに寄り添った啓発活動をはじめ、高齢者を対象とした心の健康講座やアルコールによる健康障害、依存症対策等を実施して参りました。

また、悩みを抱える人に早めに気づき、声をかけ、見守る役割であるゲートキーパーの養成にも取り組んで参りました。

このたび、第1次計画の実施期間が終了するにあたり、取組みの評価を行いました。本市の1年間の自殺者数は減少し、重点施策として掲げた高齢者対策においては、60歳以上の人口10万人あたりの自殺死亡率は大きく低下するという成果が得られました。

しかしながら、「いのち支える自殺対策推進センター」による本市の自殺実態の分析や、令和6年3月に市民を対象に行った「八幡浜市民のこころの健康に関する意識調査」の結果から、本市の新たな課題としては、働く世代の男性や若年層を対象とした取組みの必要性が明らかになりました。

そこで、第2次計画では、地域の職域も含めた関係機関との連携を強化し、「自殺は誰にでも起こり得る危機」であるという認識を地域全体へ普及することで、社会全体の意識の醸成を図ります。

また、市民一人ひとりが自身のこころの健康に向き合い、こころの不調を予防するための対策や、早期に対処できる支援体制の整備についても更に推進して参ります。

すべての市民が生涯を通じて、心身ともに健康で幸せに暮らしていけるよう、市民の皆様をはじめ関係者の皆様には、今後も本市の強みである地域の絆を活かした「生きることの包括的支援」の各施策において、ご協力を賜りますようお願いいたします。

おわりに、本計画の策定にご尽力をいただきました、八幡浜市自殺対策推進ネットワーク会議の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの皆様に、心からお礼申し上げます。

令和7年3月

八幡浜市長 大城 一郎

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 自殺に関する現状と課題	3
1 全国の自殺者数の推移	3
2 八幡浜市の自殺者数と自殺死亡率の推移	3
3 八幡浜市の性・年代別の平均自殺死亡率	4
4 八幡浜市の主な自殺者の特徴	5
5 八幡浜市の自殺者の職業及び同居人の有無の割合	5
6 八幡浜市の自殺者の原因動機別人数	6
7 八幡浜市の自殺者における自殺未遂歴の有無	7
第3章 自殺対策の取組と評価	8
1 1次計画の評価	8
2 八幡浜市民のこころの健康に関する意識調査の結果	8
3 自殺対策事業の取組内容と実施状況	13
第4章 自殺対策の基本方針	15
1 「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を推進する	15
2 関連施策と有機的な連携を強化して総合的に取り組む	15
3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる	15
4 実践と啓発を両輪として推進する	16
5 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組む	16
6 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する	16
第5章 具体的な取組	17
1 施策の体系	17
2 自殺対策における基本施策	17
(1) 地域におけるネットワークの強化	17
(2) 自殺対策を支える人材育成	18
(3) 市民への啓発と周知	19
(4) 生きることの促進要因への支援	20
(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育と支援者ネットワークの推進	22

3	自殺対策における重点施策	23
(1)	高齢者対策	23
(2)	生活困窮者対策	23
(3)	勤務・経営者等の労働者対策	24
4	自殺対策関連事業	26

第6章	計画の推進に向けて	34
------------	------------------	-----------

1	計画の推進体制	34
2	計画の周知	34
3	評価について	34
(1)	計画の数値目標	35
	八幡浜市の数値目標	
(2)	基本施策と重点施策の評価指標・数値目標	35
①	年代別自殺死亡率	
②	市の取組み	
	基本施策	
	1 地域におけるネットワークの強化	
	2 自殺対策を支える人材育成	
	3 市民への啓発と周知	
	4 生きることの推進要因への支援	
	5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育と支援者ネットワークの促進	
	重点施策	
	1 高齢者対策	
	2 生活困窮者対策	
	3 勤務・経営者等の労働者対策	
(3)	参考資料	38

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。その背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られていますが、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」であり、社会的な問題です。

平成18年に自殺対策基本法(平成18年法律第85号)が制定され、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会問題」として広く認識されるようになり、自殺で亡くなる人数は年々減少するなど、着実に成果を上げてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年以降は、再び増加に転じ、特に女性や若年者の自殺が増えていることから、令和4年10月の「自殺総合対策大綱」の見直しでは、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」、「地域自殺対策の取組強化」が新たに追加され、総合的な自殺対策の更なる推進と強化が掲げられています。

本市では、令和2年に「第1次八幡浜市自殺対策計画」(以下、「1次計画」という。)を策定し、住民の暮らしに密着した普及啓発活動や、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携による「生きることの包括的な支援」の推進を図ってきました。

その結果、自殺者の数は減少し自殺死亡率も全国の数値を下回るなど、1次計画の目標を達成しました。しかし、未だに毎年約7人の尊い命が自殺により失われ、特に50代の働く世代や若年層の自殺死亡率は減少していないなどの課題が残されています。

こうした現状を踏まえ、誰もが自殺に追い込まれることのない八幡浜市を目指し、「第2次八幡浜市自殺対策計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

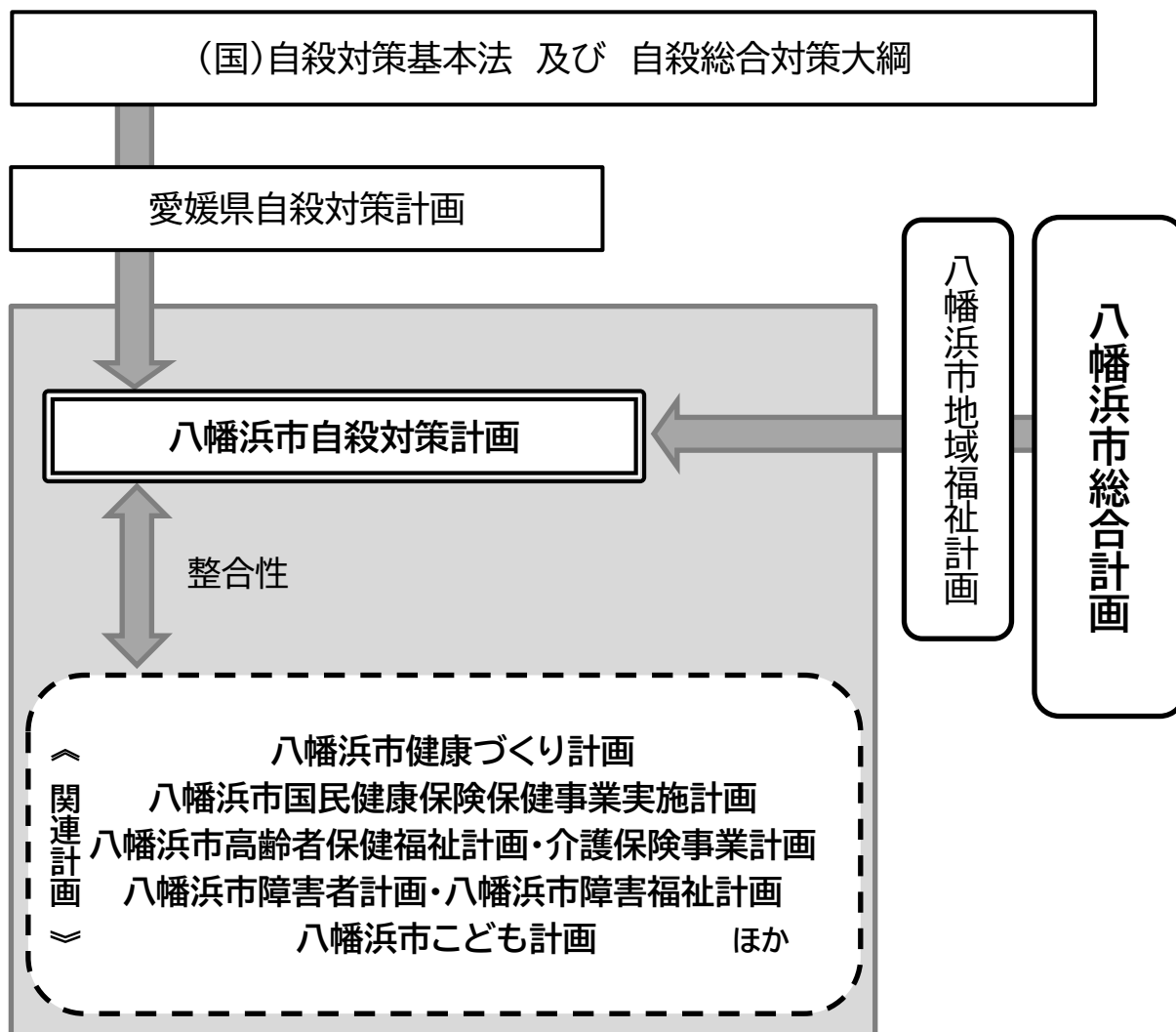
本計画は、「誰一人取り残さない」持続可能で、よりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致し、SDGsの達成に向けた政策にもつながるものです。



2 計画の位置づけ

- (1) 自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定します。
- (2) 本計画は、「八幡浜市総合計画」及び「八幡浜市地域福祉計画」を上位計画とし、「八幡浜市健康づくり計画」など関連する他の計画と整合性を図ります。

図1 計画の位置づけ



3 計画の期間

令和7年度から令和11年度の5年間

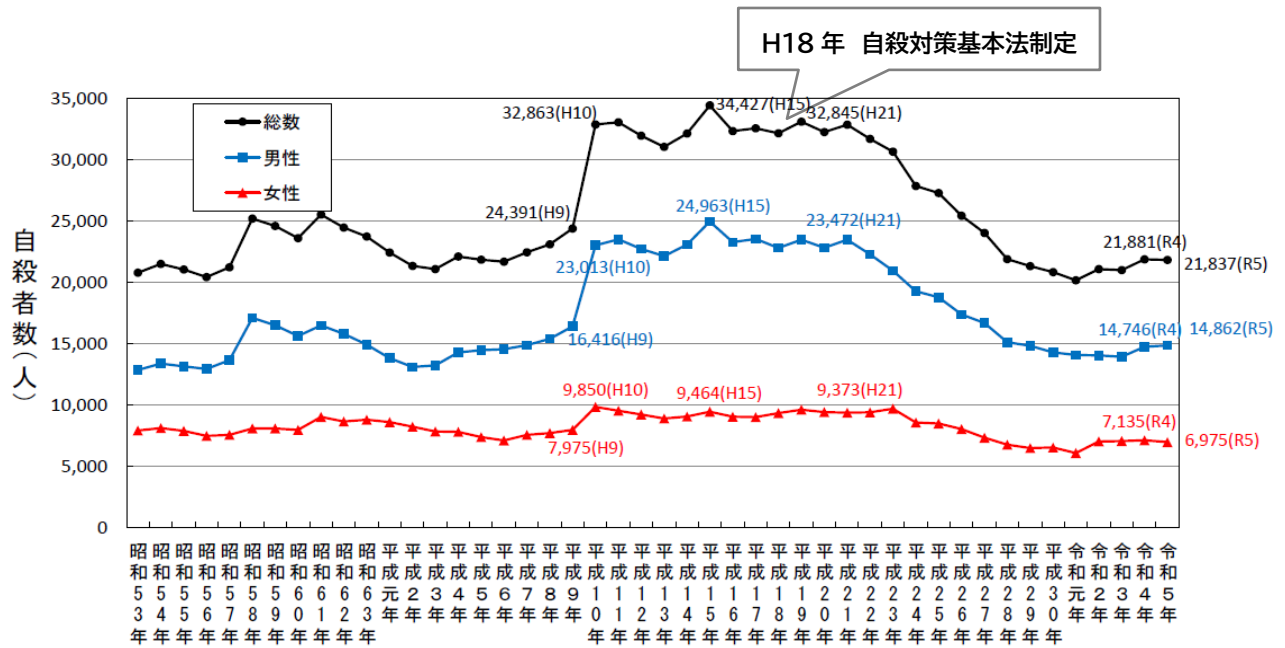
※社会情勢の変化などが生じた場合は、その時点で必要な見直しを行います。

第2章 自殺に関する現状と課題

1 全国の自殺者数の推移

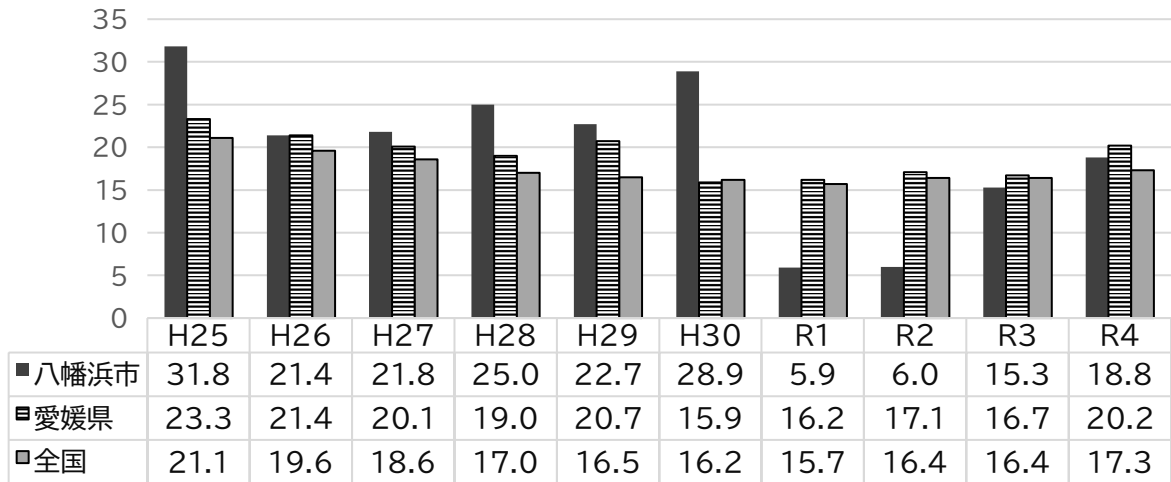
全国の自殺者数は、平成10年以降、年間3万人を超えていましたが、平成18年に自殺対策基本法が制定され、国を挙げて自殺対策に取り組んだことにより、平成22年以降は減少傾向にありました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年以降は、再び増加傾向にあります(図2)。

図2 全国の自殺者数の年次推移(昭和53～令和5年)



自殺死亡率は、平成 30 年までは全国や愛媛県を上回っていましたが、令和元年に顕著に減少しました。令和3年以降は再び増加し、令和4年は18.8 でした(図4)。

図4 自殺死亡率の年次推移【人口10万対】(平成 25～令和 4 年)



資料:JSCP 自殺実態プロフィール 2023

3 八幡浜市の性・年代別の平均自殺死亡率

性・年代別平均自殺死亡率は、男性は 30 歳代が一番高く、70歳代や50 歳代が続いています(図 5-1)。女性は40 歳代、50 歳代、80 歳以上が高いです(図 5-2)。

図5-1 男性・年代別自殺死亡率の推移【人口10万対】(平成30～令和4年平均)

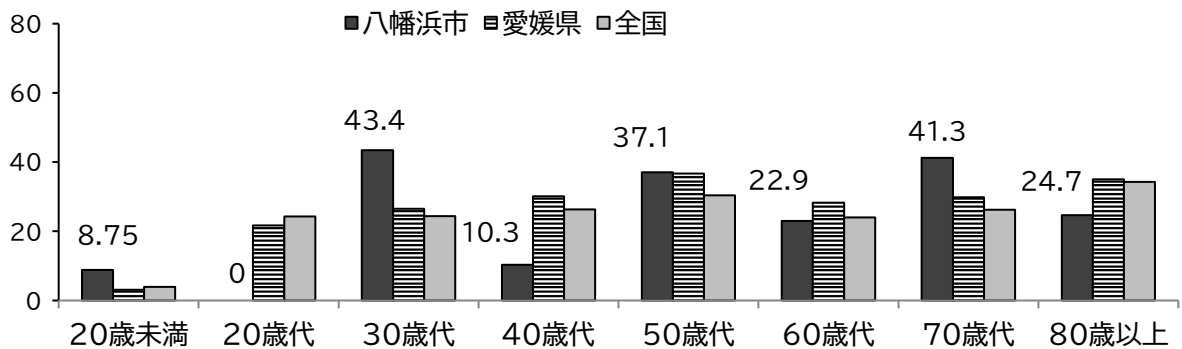
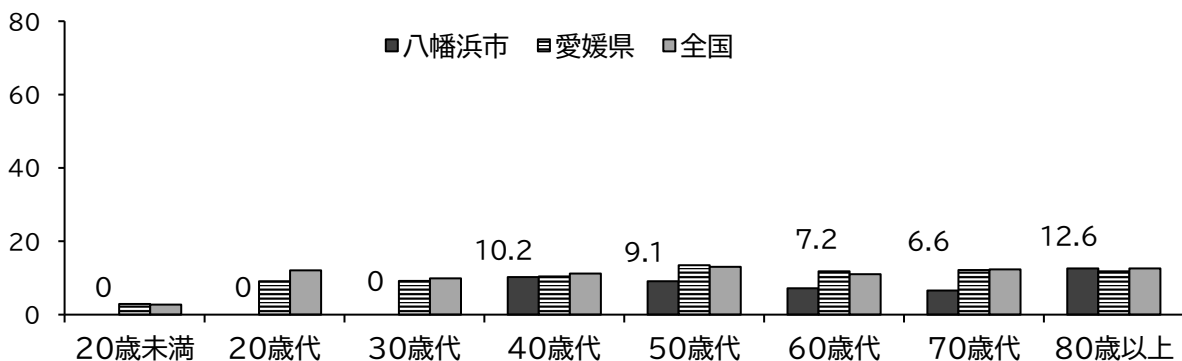


図5-2 女性・年代別自殺死亡率の推移【人口10万対】(平成 30～令和 4 年平均)



資料:JSCP 自殺実態プロフィール 2023

4 八幡浜市の主な自殺者の特徴

平成 30～令和4年の自殺者数は、合計25人(男性19人、女性6人)でした。ハイリスク者は、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営者」です(図6)。

図6 八幡浜市の主な自殺者の特徴(平成 30～令和4年合計)

自殺者の特性 上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合 (%)	自殺死亡率* (人口10万対)	背景にある 主な自殺の危機経路**
1位:男性 60歳以上 無職 同居	6人	24.0	44.2	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ) +身体疾患→自殺
2位:男性 60歳以上 有職 同居	3人	12.0	24.1	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ →うつ状態→自殺
3位:男性 40～59歳 有職 独居	2人	8.0	79.9	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
4位:男性 20～39歳 有職 同居	2人	8.0	26.0	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
5位:女性 60歳以上 無職 独居	2人	8.0	20.2	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態 →自殺

資料:JSCP 自殺実態プロファイル 2023

(注)順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

* 自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基に JSCP (いのちを支える自殺対策推進センター)にて推計したもの。

** 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意すること。

5 八幡浜市の自殺者の職業及び同居人の有無の割合

無職者が 60%と多く(図7)、同居人ありが 72%を占めています(図8)。

図7 職業別の自殺の内訳
(平成30～令和4年合計)

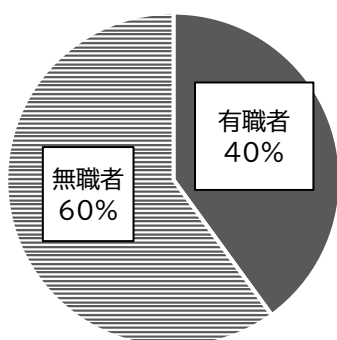
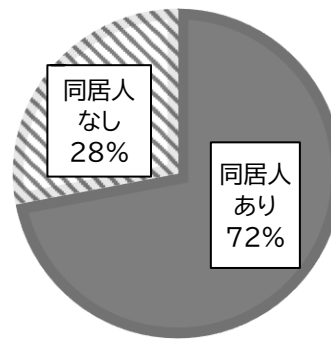


図8 自殺者の同居人の有無
(平成30～令和4年合計)



資料:JSCP 自殺実態プロファイル 2023

有職者と無職者の年代別自殺死亡率では、男性の無職者は「20～39 歳・独居」が全国より顕著に高く、女性の無職者は「40～59 歳・独居」が全国より高いです。また、男性の有職者は「40～59 歳・独居」、「20～39 歳・同居」が全国より高いです(図9)。

図9 自殺死亡率【人口10万対】(平成30～令和4年合計)

性別	年齢階級	職業	同居	八幡浜市		全国		性別	年齢階級	職業	同居	八幡浜市		全国	
				自殺死亡率	自殺死亡率	自殺死亡率	自殺死亡率					自殺死亡率	自殺死亡率		
男性	20～39歳	有職	同居	26.0	15.7	女性	20～39歳	有職	同居	0.0	6.3	同居	0.0	12.7	
			独居	0.0	27.9				0.0	35.9					
	39歳	無職	同居	0.0	50.9		同居	0.0	15.8	同居	0.0	6.3	同居	0.0	13.0
			独居	2,083.4	90.0			0.0	43.6						
	40～59歳	有職	同居	12.9	15.9		同居	0.0	16.5	同居	0.0	6.3	同居	0.0	13.0
			独居	79.9	36.1			16.0	43.6						
	59歳	無職	同居	72.0	95.6		同居	16.0	16.5	同居	158.3	43.6	同居	158.3	43.6
			独居	0.0	233.6			158.3	43.6						

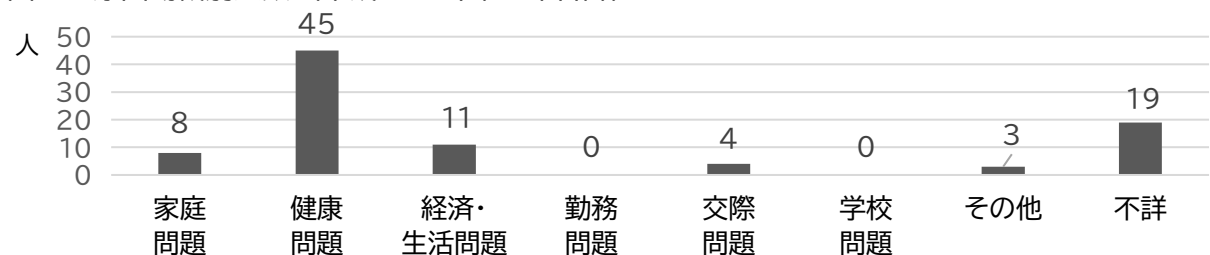
資料：警察庁自殺統計原票データを JSCP にて個別集計

6 八幡浜市の自殺者の原因・動機別人数

自殺の原因・動機別人数を見ると、健康問題が一番多く、全体の50%を占めています。次いで、経済・生活問題、家庭問題となっています(図10)。

自殺の多くは、精神的な問題だけではなく、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など多様な背景があり、様々な要因が複合的に連動して起きることが分かっています(図11)。

図10 原因動機別人数 (平成25～令和4年合計)

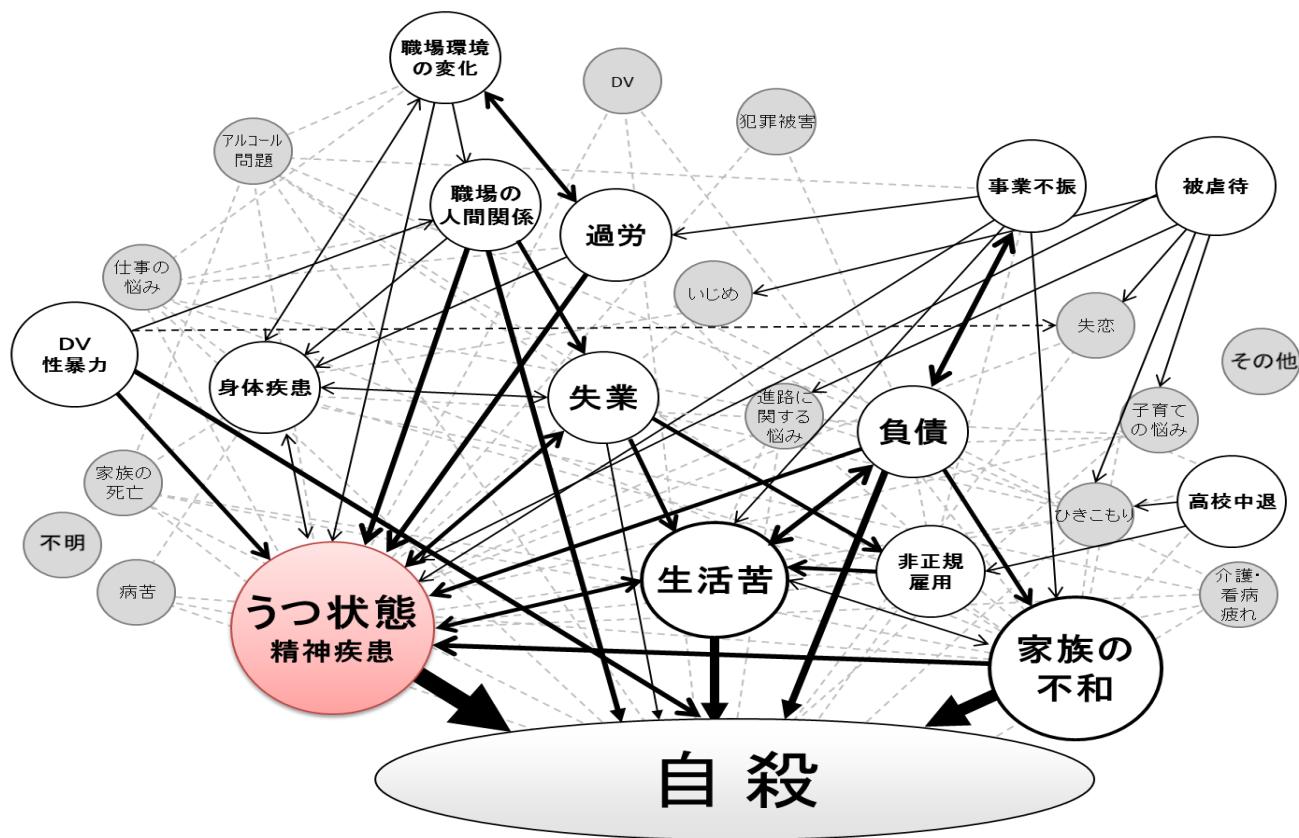


*遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者1人につき、令和3年までは3つまで、令和4年からは4つまでを計上。

資料：地域における自殺の基礎資料(市町村・自殺日・住居地)

図11 「1000人実態調査」から見てきた自殺の危機経路

自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きています。

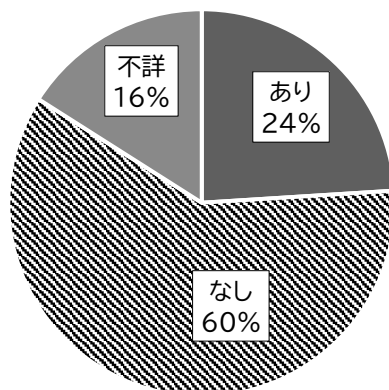


資料:NPO法人自殺対策支援センターライフリンク

7 八幡浜市の自殺者における自殺未遂歴の有無

自殺者の24%に自殺未遂歴があります(図12)。

図12 自殺者における自殺未遂歴(平成30～令和4年合計)



資料:JSCP自殺実態プロフィール2023

第3章 自殺対策の取組と評価

1 1次計画の評価

《計画の成果》

本市では、「八幡浜市健康づくり計画」に基づき、「こころ豊かに暮らしたい！」を目標に、各ライフステージに応じたこころの健康づくりに取り組むとともに、令和2年3月に策定した1次計画により、市民をはじめ家庭や職場、学校や地域、関係機関が連携して自殺対策を推進し、全ての評価指標において目標を達成しました。

評価指標	1次計画策定:現状値 (平成25~29年)	目標値 (平成30~令和4年)	最終値	評価
自殺死亡率 【人口10万対】	24.6	20.9以下	15.0	達成
60歳代の自殺死亡率 【人口10万対】	37.6	32.0以下	14.8	達成
70歳代の自殺死亡率 【人口10万対】	38.3	32.6以下	22.1	達成

資料:JSCP 自殺実態プロフィール 2018, 2023

《取組の成果》

自殺対策ネットワーク会議については、同会議に代えて庁内の自殺対策担当者会議を年1回実施し、関係部署の情報交換や連携強化を推進しました。

ゲートキーパー養成講座は、一般市民をはじめ主任児童委員や居宅介護支援事業所等の関係者を対象に実施しました。

評価指標	1次計画策定:現状値 (平成25~29年)	目標値 (平成30~令和4年)	最終値 (令和4年度)	評価
自殺対策ネットワーク 会議	—	年2回	年1回	未達成
ゲートキーパー養成講座	—	年2回	年2回以上	達成

2 八幡浜市民のこころの健康に関する意識調査の結果

市民のこころの健康づくりと、自殺対策に関連した施策を推進していくための基礎資料とすることを目的に、令和6年3月に「八幡浜市民のこころの健康に関する意識調査」(以下、「市民意識調査」という。)を実施しました。

市内在住の18歳以上から無作為抽出した700名を対象に、郵送によるアンケート調査を実施し、282件の回答が得られました(回収率40%)。

《市民意識調査から分かったこと》

○自殺の現状として毎年2万人が自殺で亡くなることを58%が知っており(図13)、自殺対策は自分自身に関わる問題であると44%が回答(図14)。

○自殺はその多くが防ぐことのできる社会的な問題であるとする61%が回答しており、市民は、自殺対策についての関心はある(図15)。

○悩みやストレスを感じた時、相談することをためらうと33%が回答しており(図16)、悩みやストレスを感じても、身近な人や専門家には相談しづらい現状があり、解決しないと考えている人も多い(図17)。

図13 毎年2万人以上が自殺で亡くなっていることを知っているか。

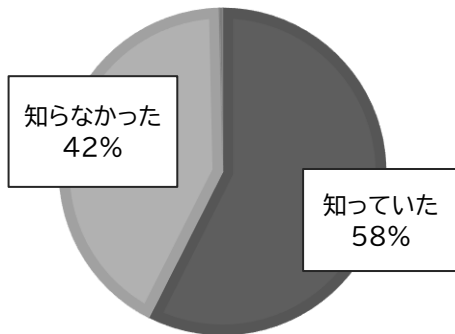


図14 自殺対策は自分自身に関わる問題であると思うか。

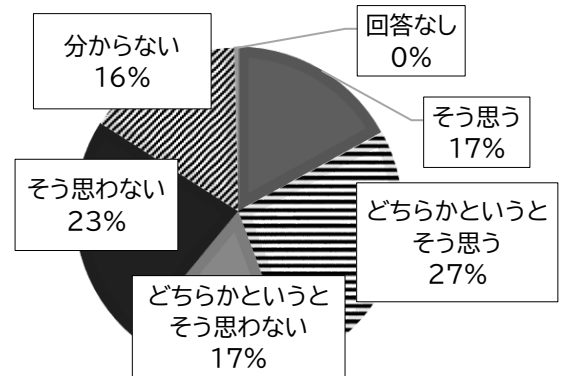


図15 自殺はその多くが防ぐことのできる社会的な問題であると思うか。

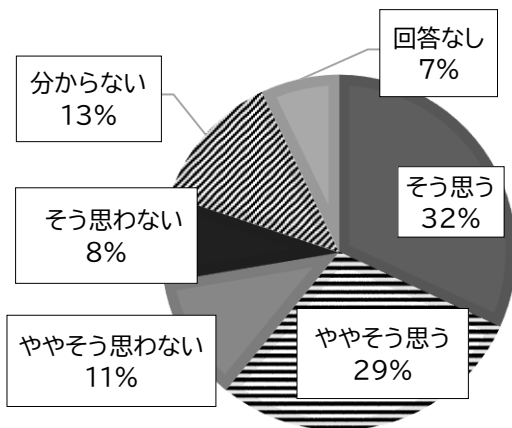


図16 悩みやストレスを感じた時、相談することや助けを求めることにためらいを感じるか。

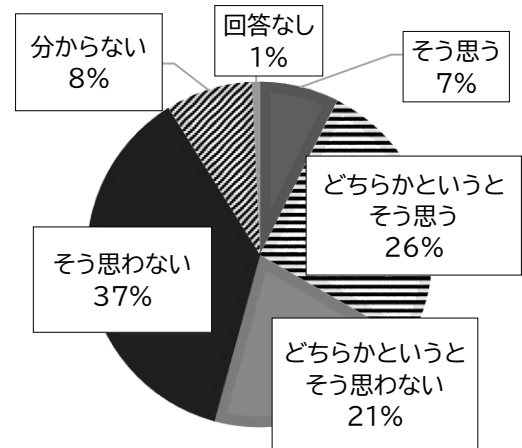
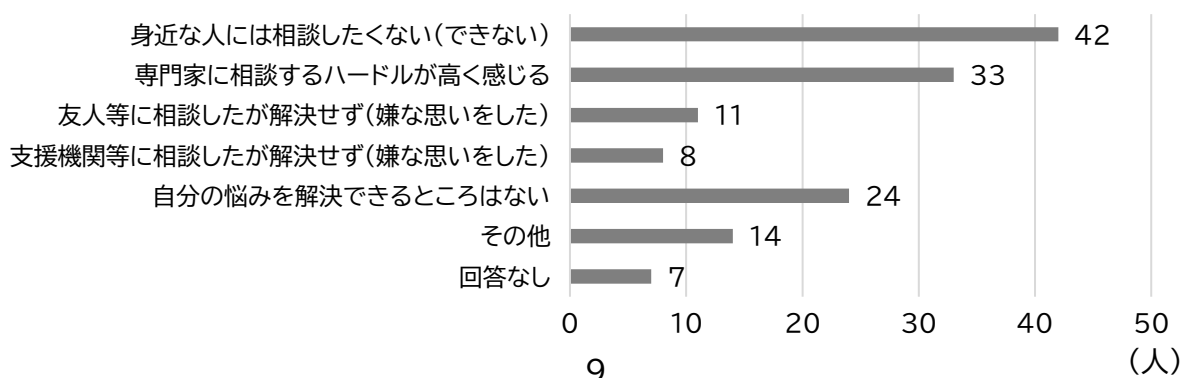


図17 誰かに悩みを相談したり、助けを求めることにためらいを感じる理由(複数回答)



○悩んだ時に個人的に相談できる(実際に会って相談)と答えた人は 203 人と多い(図18)。相談することをためらわない、援助希求行動が一般的な行動として定着するための普及啓発と、相談機関や窓口等の周知が大切。

○自分自身の「うつ病のサイン」に気づいた時に、224 人(79%)が「民間機関の相談窓口」や「公的機関(保健所)の相談窓口」、「精神科や心療内科等」、「かかりつけ医」に相談すると回答している(図 19)。

○身近な人の「うつ病のサイン」に気づいた時、70%は医療や専門窓口を利用することを勧めると回答しており、受診や相談に対する抵抗感は減りつつあることが分かる(図20)。

図 18 悩んだりつらい気持ちになった時に、個人的に相談できる人はいるか。

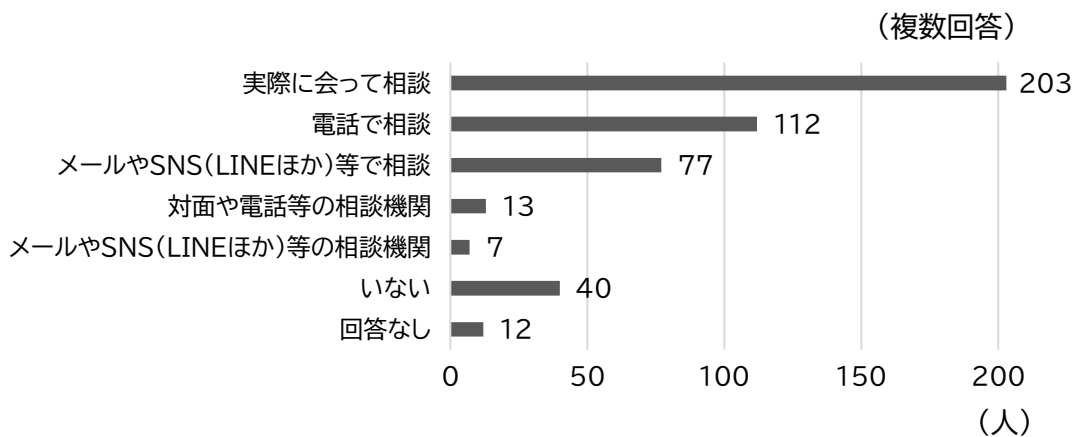
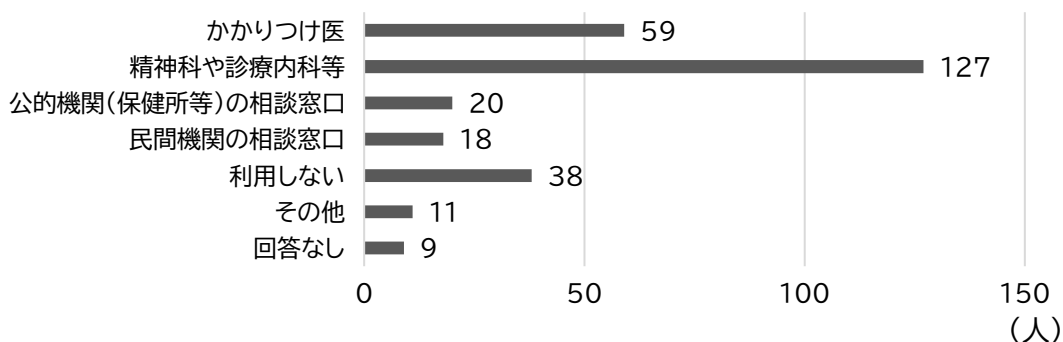


図19 自分自身の「うつ病のサイン」に気づいた時の相談窓口



○自殺念慮を持つ人は一定数いるが(図21)、大半は自殺せずに生きていれば良いことがあると希望を持ち生活している(図22)。

○自殺対策基本法、自殺対策計画、相談窓口、ゲートキーパーについての認知度が低く(図23～26)、市民への周知、啓発に取り組む必要がある。

図20 家族など身近な人の「うつ病のサイン」に気づいたとき、医療機関などの専門の相談窓口へ相談することを勧めるか。

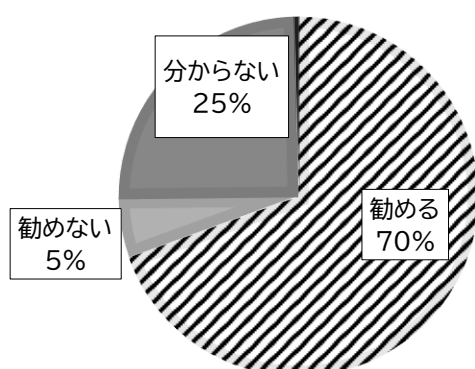


図21 過去1年以内に、死にたいと思ったことがあるか。

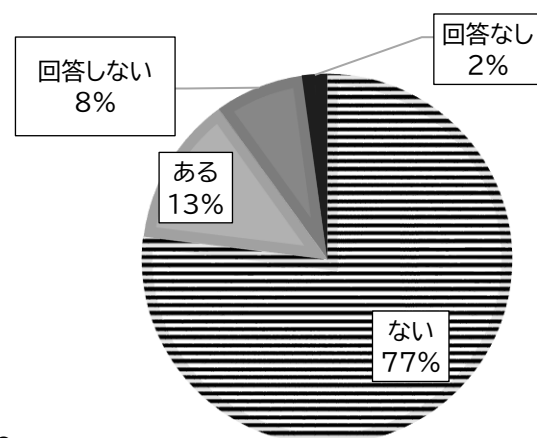


図22 自殺せずに生きていけば良いことがある。

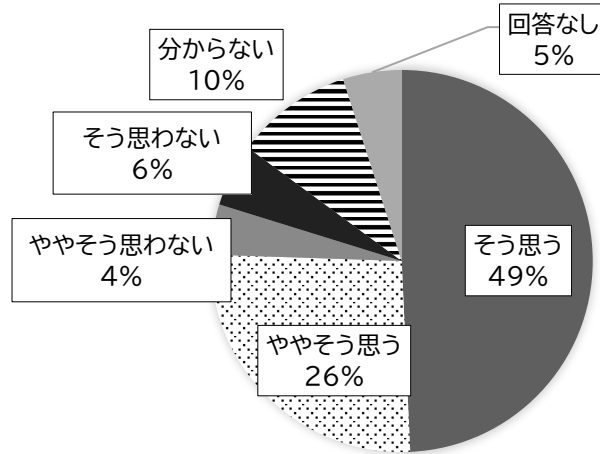


図23 自殺対策基本法について知っているか。

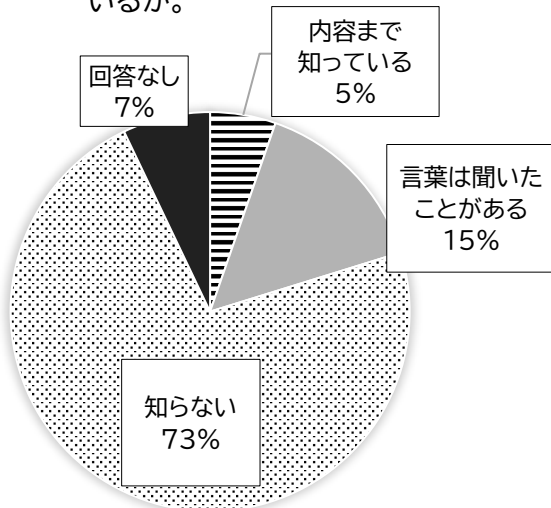


図24 八幡浜市自殺対策計画について知っているか。

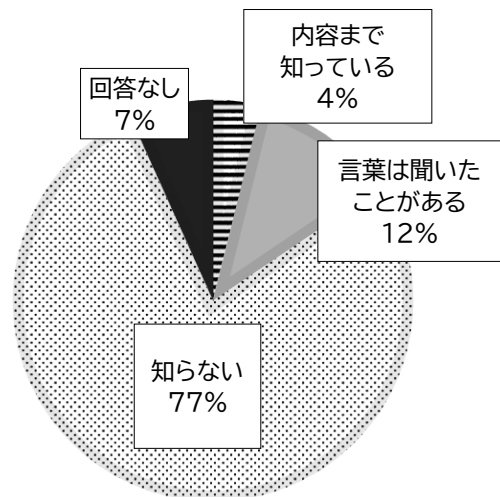


図25 八幡浜市の相談窓口を知っているか。

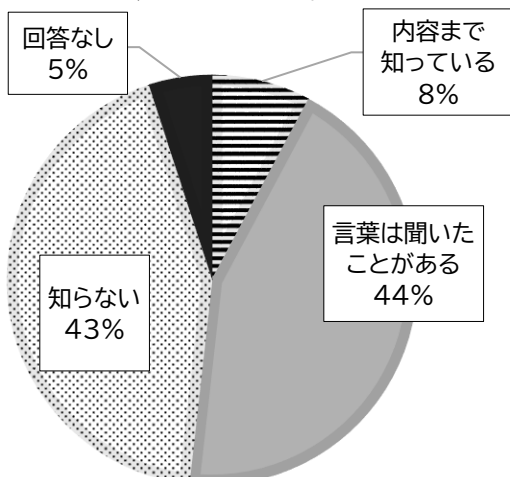
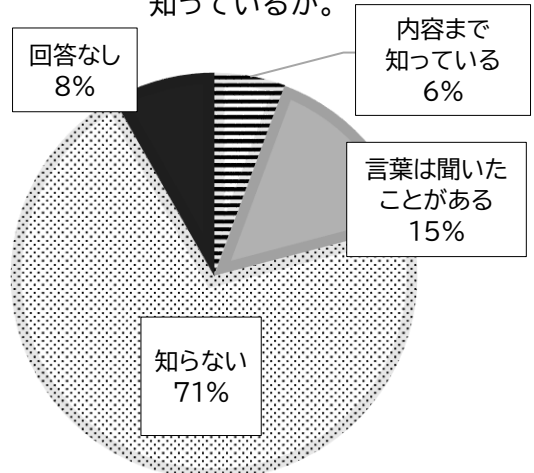


図26 ゲートキーパーについて知っているか。



3 自殺対策事業の取組内容と実施状況

施策	事業や業務内容	担当部署	実施状況	
基本1	自殺対策ネットワーク会議	保健センター	自殺対策担当者会議 (年1回)	
	未遂者支援、自死遺族支援	保健センター 市立八幡浜総合病院 保健所	保健所主催研修会 関係者連絡会議等	
基本2	ゲートキーパー養成講座 〔保健センター 所内保健師等研修会〕	保健センター	年2回以上 (年1回)	
基本3	広報やわたはまの発行 ホームページによる相談窓口の周知	政策推進課 保健センター	相談窓口掲載(年12回) 自殺予防週間(9月)、自殺 対策強化月間(3月)を啓発	
	自殺対策講演会(一般住民)	保健センター	年2回以上	
【 仲 間 づ くり 】				
基本4	お酒の問題に悩む方々のつどい	保健センター	年12回	
	精神障害者回復者クラブ	保健センター	年12回	
	精神障害者家族の集い 八幡浜地域家族会活動支援	社会福祉課	年1回 年2回	
	家族介護教室 〔認知症を有する人を 介護している家族〕	保健センター 地域包括支援センター	年6回	
	きりんカフェ 〔学校に行きづらい お子さんを持つ保護者の会〕	教育委員会 (教育支援室)	年5回	
	にこにこみかんトーク 〔発達障害のある児童生徒を 持つ保護者の会〕	教育委員会 (教育支援室)	年3回	
	子育てサロン活動支援	社会福祉協議会	12か所 年2～5回	
	育児サークル活動支援	子育て支援課 (児童センター)	6サークル 各3回	
	【 相 談 支 援 】			
	精神保健福祉相談及び家庭訪問	保健センター 社会福祉課	随時	
	お酒と心の悩み相談	保健センター	年6回	
	消費生活相談及び多重債務相談事業	商工観光課 (消費生活センター)	随時	
妊娠期から子育て期にわたる 相談支援	保健センター	随時 プラン作成等		

施策	事業や業務内容	担当部署	実施状況
基本4	こんにちは赤ちゃん訪問事業 新生児訪問指導 地域子育て支援訪問事業	保健センター	随時 市内12地区
	家庭相談員設置事業 (家庭児童養育相談支援)	子育て支援課	随時
	母子・父子自立支援員設置事業 (ひとり親家庭の就労支援等)	子育て支援課	随時
	スクールライフアドバイザーの派遣 〔 児童生徒の教育相談や 発達障害児支援 〕	教育委員会 (教育支援室)	各学校へ派遣 相談や発達検査、カウンセ リング等を実施
	スクールソーシャルワーカーの派遣 〔 いじめ、不登校、暴力行為、 児童虐待等の問題を抱える 児童生徒への支援 〕	教育委員会 (教育支援室)	
	人権に関する相談 〔 生活相談員や隣保館による 来訪・訪問相談 〕	人権啓発課 隣保館	随時
	高齢者・障害者の権利擁護センター 事業における相談支援	社会福祉課 保健センター 地域包括支援センター (社会福祉協議会委託)	随時
	女性相談 〔 女性に対する暴力相談や 女性のための法律相談 〕	子育て支援課	随時
基本5	思春期ふれあい体験教室(小学生) 性教育講座(中学生) ピアカウンセリング講座(高校生)	保健センター	希望校に年1回
	児童生徒の SOS の出し方講座実施 体制づくり	保健センター 教育委員会(教育支援室) 小・中学校	R3年度:体制整備 R4 年度:希望校に年1回
重点1	心の健康講座(高齢者)	保健センター 地域包括支援センター	希望サロンに年1回
	高齢者総合相談事業	保健センター 地域包括支援センター	随時
	78 歳安否確認訪問事業	保健センター	随時
	ゲートキーパー養成講座 〔 対象:介護関係者等 高齢者の支援者 〕	保健センター	希望事業所に年1回以上
重点2	生活困窮者自立相談支援 生活困窮者住居確保給付金 生活困窮者一時生活支援事業 生活困窮者就労準備支援事業	社会福祉課 (社会福祉協議会委託)	随時
	納税相談 〔 生活困窮者自立支援事業と 連携した生活再建支援 〕	税務課	随時
	ゲートキーパー養成講座 (対象:事業所相談従事者)	保健センター	希望事業所で年1回以上

第4章 自殺対策の基本方針

令和4年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」の次の6つの基本方針に沿って、本計画の推進を図ります。

1 「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を推進する

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的な問題であるとの基本認識のもと、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組と、「生きることの促進要因」を増やす取組の両輪で、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活も守る、生きることの包括的な支援として推進していくことが重要です。

2 関連施策と有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要であり、様々な分野の施策において、人々や組織が密接に連携する必要があります。

こうした連携の取組は、現場の実践的な活動を通じて徐々に広がりつつあり、自殺の要因となり得る健康問題、生活困窮、孤独・孤立、児童虐待、学校関連、ひきこもり等、関連した分野においても同様の連携した取組が展開されています。

今後、これらの効果を更に高めるため、様々な分野の生きる支援にあたる人々が、自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援レベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度レベル」、それぞれにおいて、有機的に連動させることで、総合的に推進します。

3階層自殺対策連動モデル(TISモデル)の3つのレベル		
(1)	対人支援レベル	個々人の問題解決に取り組む相談支援
(2)	地域連携のレベル	問題を複合的に抱える人に対して包括的支援を行うための関係機関などによる連携
(3)	社会制度レベル	法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させない「危機対応」、それに不幸にして自殺や自殺未遂が生じてしまった場合における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。加えて、「自殺の事前対応のさらに前段階での取組」として、学童期からSOSの出し方に関する教育を推進することや孤立を防ぐための居場所づくりも重要です。

個別施策の対応の各段階	
前段階の取組	相談機関や問題解決策を知らずに支援を受けられず、自殺に追い込まれることがないように、助けを求めるための具体的で実践的な方法を学ぶ教育を推進するとともに、孤立を防ぐための居場所づくりを行う
(1) 事前対応	心身の健康の保持増進についての取組、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等、自殺の危険性が低い段階で対応を行う
(2) 発生危機対応	現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させない
(3) 事後対応	不幸にして自殺や自殺未遂が生じてしまった場合に家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させないこと、そして発生当初から継続的に遺族等にも支援を行うこと

4 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくく、精神疾患や精神科医療に対する偏見が強いことから精神科を受診することに抵抗を感じる人も少なくない現状があります。死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちの間で激しく揺れ動いており、不眠や原因不明の体調不良などの自殺の危険を示すサインを発していることが多いことも分かってきています。

自殺に追い込まれる心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが大切です。社会全体の共通認識として、「困った時は誰かに相談する」などの援助希求行動が一般的な行動として定着が図れるよう、引き続き普及啓発を行う必要があります。

全ての人が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、専門家につながる、連携しながら見守っていけるよう、ゲートキーパーの役割の普及や地域での人材育成が必要です。

5 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組む

自殺対策がその効果を最大限に発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や県、市町村、教育分野や労働に関係する団体、民間団体、企業、市民等が一体となって自殺対策を推進していく必要があります。

そのためには、それぞれが果たすべき役割を明確化し、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

6 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

自殺対策基本法第9条において、「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、これらを不当に侵害することのないようにしなければならない」と定められていることを踏まえ、このことを改めて認識し自殺対策に取り組む必要があります。

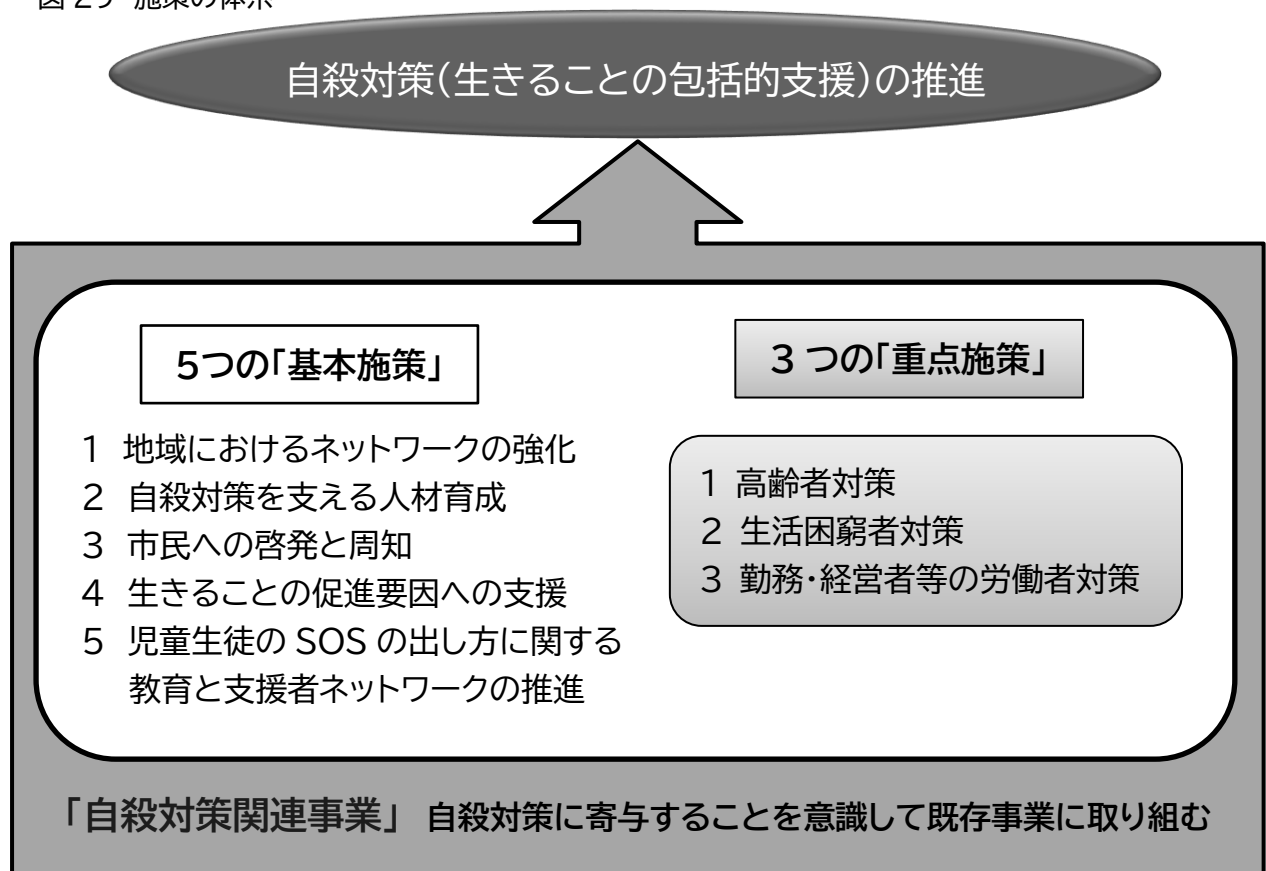
第5章 具体的な取組

1 施策の体系

いのち支える自殺対策推進センター(※1)が地域の自殺の実態を詳細に分析した、地域自殺実態プロフィールによる八幡浜市の「重点施策」である高齢者対策と生活困窮者対策、勤務・経営者等の労働者対策に重点を置き取り組めます。さらに、全国的に自殺者数が増えている若年層対策についても、国が示す5つの「基本施策」として引き続き取り組めます。

また、保健分野に限らず、庁内の既存事業を「自殺対策関連事業」とし、全庁的に自殺対策(生きることの包括的支援)を推進します。

図 29 施策の体系



※1 いのち支える自殺対策推進センター(一般社団法人)とは、厚生労働省の委託を受け、自殺対策の総合的かつ効果的な実施のための調査研究や様々な活動を行う民間の団体

2 自殺対策における基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。全庁的に取り組む体制を整えるとともに、地域に展開されているネットワーク等と連携強化を図ります。

【主な取組内容】

事業や業務内容	担当部署
自殺対策ネットワーク会議 自殺対策推進本部会議	保健センター
未遂者支援、自死遺族支援	保健センター 市立八幡浜総合病院 保健所 他
独居高齢者見守りネットワーク事業	保健センター (社会福祉協議会委託)
地域ケア会議	地域包括支援センター
介護支援専門員連絡会 通所介護事業所連絡会 訪問介護事業所連絡会	地域包括支援センター
在宅医療・介護連携推進事業	地域包括支援センター (医師会委託)
地域自立支援協議会 相談支援事業所連絡会(障害者関係)	社会福祉課
民生児童委員協議会理事会 主任児童委員部会研修会	社会福祉課
要保護児童対策協議会	子育て支援課
八幡浜子ども未来会議(仮称) ※ 令和7年度 名称変更予定	教育委員会(教育支援室)
八幡浜市学校警察連絡協議会	青少年センター

(2) 自殺対策を支える人材育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要であり、そのための人材育成の方策を充実させる必要があります。具体的には、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係者や身近な支え手となる市民に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう研修の機会の確保を図ります。

【主な取組内容】

受講方法として、Web研修等も積極的に活用します。

事業や業務内容	担当部署
メンタルヘルス研修(職員)	総務課
ボランティア活動支援事業	社会福祉課 (一部社会福祉協議会委託)
生活支援員研修会 学校生活相談員研修会	教育委員会(教育支援室)
ペアレント・メンター養成講座 フォローアップ研修	教育委員会(教育支援室)

事業や業務内容	担当部署
ゲートキーパー養成講座 ※1、心のサポーター養成講座 ※2 保健センター所内スタッフ、市役所職員 (一般市民 (地域)民生児童委員、公民館関係者等 (高齢者)介護保険事業所等 (若年層)教職員、PTA、保護者等 (職域)労働者、事業主等)	保健センター
認知症サポーター養成講座	地域包括支援センター

※1 ゲートキーパー養成講座とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人「ゲートキーパー(命の門番)」を養成する講座。

※2 心のサポーター養成講座とは、心の病気を持つ人に対する正しい知識と理解に基づき、家族や同僚など身近な人に対して、傾聴を中心とした支援を行う「心のサポーター」を養成する講座。



つなガール・ささエール

あなたもゲートキーパーの輪に加わりませんか？



(3) 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現状があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には、「誰かに援助を求めることが適当である」ということが、市民全体の共通認識となるよう、様々な機会を通して普及啓発を行うとともに、相談窓口の周知をします。

【主な取組内容】

事業や業務内容	担当部署
広報やわたはまの発行 ホームページ、SNS 等による相談窓口の周知	政策推進課 保健センター
自殺対策講演会～心の健康講演会～(市民向け)	保健センター
いじめ問題不登校対策講演会	教育委員会(教育支援室)
人権・同和教育大会、人権・同和教育推進者研修会	人権啓発課

事業や業務内容	担当部署
自殺対策強化月間(3月)、自殺予防週間(9月)における関連機関と連携した周知、啓発 図書館:「こころの健康に関する書籍」の紹介 関係機関や店舗等:ポスター掲示、チラシ配布 各種イベントや若年層の集まる行事等:チラシ配布 各種施設や会場等:相談窓口リーフレット配布	保健センター 生涯学習課 保内庁舎管理課

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても失業や多重債務、生活苦などの「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力などの「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことです。生きることの促進要因への支援という観点から、孤立を防ぐための仲間づくりや居場所づくり、支援の提供、様々な悩みや困りごとの相談支援を行います。

また、本市では働く世代である50代の男性や、子育て世代である30～50代の女性の自殺死亡率も高いため、心身の健康対策に加えて、悩みを抱えた人が孤立しないための相談窓口の周知や医療を含む地域での支援体制づくりにも取り組めます。

【主な取組内容】

○孤立防止・仲間づくり・居場所づくり・支援の提供

事業や業務内容	担当部署
お酒の問題に悩む方々のつどい	保健センター
精神障害者回復者クラブ	保健センター
精神障害者家族の集い 八幡浜地域家族会活動支援	社会福祉課
家族介護教室(認知症を有する人を介護している家族) 高齢者サロン介護予防活動育成支援事業	保健センター (社会福祉協議会委託)
きりんカフェ (学校に行きづらいお子さんを持つ保護者の会)	教育委員会 (教育支援室)
ソーシャルスキルトレーニング(SST) ミュージックケア 放課後療育支援	教育委員会 (教育支援室)
にこにこみかんとーク (発達障害のある児童生徒を持つ保護者の会)	教育委員会 (教育支援室)
子育てサロン活動支援	社会福祉協議会
育児サークル活動支援	子育て支援課 (児童センター)
子育て短期支援事業(一時預かり) 養育支援訪問事業 ファミリーサポート事業(サポート会員による一時預かり)	子育て支援課
八幡浜市病児・病後児保育施設「キッズケア・しらはま」	子育て支援課

○相談支援

事業や業務内容		担当部署	
心の健康に関する相談支援	精神保健福祉相談 家庭訪問	保健センター 社会福祉課	
	お酒と心の悩み相談・心の悩み相談	保健センター	
体の健康に関する相談支援	健康相談 栄養相談	保健センター	
消費生活に関する相談支援	消費生活相談及び多重債務相談事業	商工観光課 (消費生活センター)	
妊娠出産・育児に関する相談支援	妊娠期から子育て期にわたる相談支援	保健センター	
	こんにちは赤ちゃん訪問事業 新生児訪問指導 地域子育て支援訪問事業 産後ケア事業 SNSでの情報発信、育児相談		
	家庭相談員設置事業(家庭児童養育相談支援) 保育・子育て相談		子育て支援課
	母子・父子自立支援員設置事業 (ひとり親家庭の就労支援等)		子育て支援課
療育・教育に関する相談支援	スクールライフアドバイザーの派遣 (児童生徒の教育相談や発達障害児支援) 教育・療育相談	教育委員会 (教育支援室)	
権利擁護に関する相談支援	人権に関する相談 (生活相談員や隣保館による来訪・訪問相談)	人権啓発課 隣保館	
	高齢者・障害者の権利擁護センター事業における相談支援	社会福祉課 地域包括支援センター (社会福祉協議会委託)	
	女性相談(DV相談や女性のための法律相談)	子育て支援課	
働くための相談支援	離島漁業再生支援事業 八幡浜市の漁業を支える担い手育成事業	水産港湾課	
	新規就農者育成総合対策(経営開始資金) みかんアルバイト等確保支援事業 認定農業者関連事業 森林整備担い手確保育成対策事業	農林課	
	八幡浜市創業等支援事業 中小企業への支援	商工観光課	
大規模災害時の被災者支援相談窓口設置		総務課	
市営住宅入居申し込みの相談		財政課	
民生児童委員による相談		社会福祉課	
養護老人ホーム入所相談		社会福祉課	
心配事相談事業(一般相談・法律相談・相続相談)		社会福祉協議会	
公害や環境に関する苦情相談		生活環境課	

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育と支援者ネットワークの推進

児童生徒の心理的発達、依存と自立の間で葛藤があり、自我が非常にもろく、また、人間関係や学業のことなど社会的環境からの影響を非常に受けやすい時期であり、全国的にも自殺者が減らない10代の子ども達についての対策が必要です。

市民意識調査では、今後の自殺対策で有効と思うものとして、「子どもや若者の自殺予防」を挙げた人が一番多くなっています(図27)。

これらのことから、児童生徒の自己肯定感を高め、相手を思いやることを学ぶ機会や、困難やストレスに直面した時のSOSの出し方に関する教育について、今後も推進していく必要があります。

また、SOSの受け止め手である教職員や保護者等に対しては、医療や保健、福祉分野の関係者がチームとして継続的な支援や見守りを行うためのネットワークの整備と充実を図ります。

加えて、子ども達をより身近で支える人のこころの健康対策や、孤立防止のための相談窓口の周知にも取り組みます。

【主な取組内容】

事業や業務内容	担当部署
思春期ふれあい体験教室(小学生)	保健センター 各小学校
性教育講座(中学生)	保健センター 各中学校
児童生徒のSOSの出し方教育(小学校から高校まで)	保健センター
定時制高等学校等での健康講座・食育講座	保健センター
八幡浜市青少年補導委員会 八幡浜市学校警察連絡協議会 青少年センター相談窓口	生涯学習課 (青少年センター)
やわはま元気ノートなどの一人1台端末での相談	教育委員会 (教育支援室)
スクールソーシャルワーカーの派遣 〔 いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の 問題を抱える児童生徒への支援 〕	教育委員会 (教育支援室)
心の健康相談(助産師や保健師による個別相談) 継続支援に関すること(連携会議を含む)	保健センター 保健所 学校関係者 等

3 自殺対策における重点施策

(1) 高齢者対策

【本市の現状】

高齢期は、退職、自営業廃業、家族や友人との別離、身体機能の低下など、様々な喪失体験が重なり、閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすい年代です。また、新たなライフステージの構築や老々介護などの諸問題も顕在化しています。病気や介護の悩みが増えますが、特定健診や後期高齢者健診の受診率は県内他市町と比較して低い状況です。

【課題や取組の方向性】

高齢者のこころの健康に関する普及啓発や、高齢者を支援する関係者を対象とした人材育成により、高齢者のこころの健康づくりやアウトリーチ型相談支援の強化を図ります。

また、健診受診者を増やし、必要に応じて適切な医療機関への受診や健康相談等へつなぎます。

【主な取組内容】

事業や業務内容	担当部署
心の健康講座 認知症サポーター養成講座 高齢者総合相談事業 78歳安否確認訪問事業	保健センター 地域包括支援センター
ゲートキーパー養成講座(対象:介護関係者等高齢者の支援者)	保健センター
健診受診率の向上と生活習慣病の重症化予防事業	保健センター 市民課 地域包括支援センター

(2) 生活困窮者対策

【本市の現状】

生活困窮者はその背景として、病気や障害、アルコールやギャンブルなどの依存症、労働、介護、多重債務、虐待、DV、被災避難等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて人や地域との関係性が希薄で、社会的に排除されやすい傾向にあります。

自殺死亡率をみると、20～39歳男性の無職の独居者は2083.4と全国の90.0より高く、40～59歳女性の無職の独居者は158.3と全国の43.6より高いです(図9)。

【課題や取組の方向性】

様々な背景を抱える生活困窮者、特に自殺死亡率の高い無職の若年層は、自殺リスクが高いことを認識し、市民の様々な悩みや困りごとの相談に携わる関係者が、生活困窮者自立支援制度と連動した包括的な生きる支援を行う必要があります。

【主な取組内容】

事業や業務内容	担当部署
生活困窮者自立相談支援 生活困窮者住居確保給付金 生活困窮者一時生活支援事業 生活困窮者就労準備支援事業	社会福祉課 (社会福祉協議会委託)
生活保護業務に関すること	社会福祉課
納税相談(生活困窮者自立支援事業と連携した生活再建支援)	税務課
多重債務問題対策・消費者教育講師派遣事業	商工観光課 (消費生活センター)
国民年金相談(保険料未納者への対応)	市民課
介護保険料分納相談	保健センター
水道・下水道料金の支払いに関すること	水道課 下水道課

(3) 勤務・経営者等の労働者対策

【本市の現状】

30代、50代の自殺死亡率は、県や全国より高く、無職者が60%です。

年代別の自殺死亡率の特徴から、男性は40～59歳・有職・独居、20～39歳・有職・同居が全国より高く、主な自殺者の特徴から、2～4位が男性の有職者です。女性は、40、50代の自殺死亡率が高く、仕事や子育て、介護などのライフイベントに伴う負担が重なり、リスクの高い年代といえます。

市民意識調査では、今後の自殺対策で有効なものとして、「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」と答えた人が2番目に多く、対策が求められています(図27)。

また、本市は65歳未満の死亡が多く、介護保険の2号被保険者(40～64歳)の認定状況では、男性の基礎疾患所有者が県や全国に比べて高く、高血圧症や糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病が重症化することで脳卒中等の重篤な疾患を発症し、介護保険サービスの利用につながる人が多い状況にあります。

【課題や取組の方向性】

労働者自身が過度な労働によるリスクや、自身の健康管理についての意識を高めることができるよう、「こころの不調は、誰にも起こり得るもの」であることの普及啓発や、地域の相談窓口の周知を強化します。

また、職場では、自殺につながる過労防止のための職場環境の改善を推進するとともに、メンタルヘルス対策として、身近な同僚や管理職等が当事者の変化に早くに気づき、適切な支援につなげるためのゲートキーパー養成講座等についても、実施に向けた検討と調整を行います。

勤務・経営者対策は、勤務環境や景気、災害などによる社会情勢にも左右されやすく、経営困難、退職や失職者への雇用促進、就労までの経済的な支援など、多岐にわたる生活の支援が求められることから、行政や関係機関等が連携して推進していくことが重要です。

健康問題対策では、若年層や女性の健診受診者を増やし、適切な医療や特定保健指導等を受けることで、生活習慣病を重症化させない取組が必要です。また、がん検診を受診し早期発見と早期治療につなげ、若年層のがん死亡率を低下させることも重要です。

【主な取組内容】

事業や業務内容	担当部署
精神保健事業 ・職域の健康相談や健康教育 ・あらゆる世代への心の健康相談 ・お酒の問題悩み相談 など	保健センター
メンタルヘルス対策研修とメンタル相談	総務課
週休2日確保工事試行事業	財政課
全国労働衛生週間、過労死等防止啓発月間の普及啓発	保健センター 総務課 保健所
離島漁業再生支援事業 八幡浜市の漁業を支える担い手育成事業	水産港湾課
新規就農者育成総合対策(経営開始資金) みかんアルバイト等確保支援事業 認定農業者関連事業 森林整備担い手確保育成対策事業	農林課
中小企業への支援	商工観光課
特定健診・若年者健診・がん検診 生活習慣病重症化予防事業	保健センター

4 自殺対策関連事業

全庁的に、既存事業についても自殺対策との関連を意識して取り組みます。
(※は追加事業)

事業名	自殺対策との関連	基本施策					重点施策		
		ネット ワーク	人材 育成	普及 啓発	生きる 支援	SOS	高齢者	生活 困窮者	労働者
A-1 政策推進課									
広報やわたはまの発行	○窓口紹介とゲートキーパー養成講座などの周知により、自殺対策の普及啓発を図る。			●					
DX対策関係 ※	ODXを推進することで職員の業務負担を軽減し、ワークライフバランスの充実に図る。								●
A-2 総務課									
メンタル相談 電話カウンセリング	○職員のこころの健康保持増進、ハイリスク者への相談・支援 ○住民からの相談に対応する職員の心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる。		●						●
メンタルヘルス研修	○職員のこころの健康保持増進 ○研修の中で自殺問題について言及するなど、自殺対策を啓発する機会となる。		●						●
避難行動要支援者名簿の作成	○命や暮らしに関する様々な分野の相談先情報を各種相談先一覧に加えることで、住民に対する相談先情報の拡充、周知ができる。			●			●	●	
大規模災害時の被災者支援 相談窓口設置	○被災者の中には自殺のリスクを抱えた方も少なくない。相談窓口の設置は、そうしたリスク層の最初の窓口となり、必要な支援につなげることができる。				●			●	
A-3 財政課									
市営住宅入居申し込みの相談	○公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触する可能性もある。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●	●			●	
家賃徴収及び滞納整理対策	○家賃滞納者は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 ○職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。また、相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。		●	●	●			●	
八幡浜市週休2日確保工事 試行事業 ※	○建設業の労働環境を改善し、中長期的な担い手の確保を目的とし、工事現場における週休2日の確保に取り組む工事を実施する。(特別な事情を除く八幡浜市が発注する全ての工事が対象) ○工事現場の対象期間中である土曜日及び日曜日を現場閉所日とする。								●
A-4 税務課									
納税相談	○滞納者の生活状況や収入状況等を聴取・調査したうえで、場合によっては徴収猶予や滞納処分の執行停止を検討する。 ○社会福祉協議会のチラシを渡すことで、生活全般の相談窓口があることの周知、案内を行う。		●	●				●	

事業名	自殺対策との関連	基本施策					重点施策		
		ネット ワーク	人材 育成	普及 啓発	生きる 支援	SOS	高齢者	生活 困窮者	労働者
B-1 社会福祉課									
民生児童委員による相談 民生児童委員協議会理事 主任児童委員部会研修会	○相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生児童委員にはある。 ○地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口となり、必要な相談先や支援につなげることができる。 ○民生児童委員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。 ○相談者に相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。	●	●	●	●				
精神保健福祉相談及び 家庭訪問	○こころの健康や、医療・福祉サービス利用に関する相談と家庭訪問				●				
精神障害者家族の集い及び 八幡浜地域家族会活動支援	○精神障害者の当事者や家族の孤立防止と仲間づくり ○家族会の支援				●				
心配事相談事業 (一般相談・法律相談・相続相談) (社会福祉協議会委託)	○市民の様々な悩みや困り事に対し、専門の相談員に相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に寄与でき、必要な支援先につなげることができる。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●	●				
生活困窮者自立相談支援 生活困窮者住居確保給付金 生活困窮者就労準備支援事業 (社会福祉協議会委託)	○生活困窮者はその背景として、病気や障害、依存症、労働、介護、多重債務、虐待、DV、被災避難等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多い。経済的困窮に加えて人や地域との関係性が希薄で、社会的に排除されやすい傾向にあるので、相談や支援事業を行う。 ○職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。		●		●		●	●	
生活保護施行事務 (就労支援・医療ケア相談・高齢者 支援・資産調査)	○生活保護利用者(受給者)は、利用(受給)していない人に比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっている。各種相談・支援の提供は、「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 ○職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。		●	●	●		●		
B 市民福祉部 生活保護にかかる扶助 (生活・住宅・教育・介護・医療・出 産・生業・葬祭)	○扶助受給等の機会を通じて本人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげることが出来れば、自殺のリスクが高い集団へのアウトリーチ策として有効に機能できる。 ○職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。		●	●	●		●		
ボランティア活動支援事業 (一部、社会福祉協議会委託)	○地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成は自殺対策(生きることの包括的支援)にもなる。 ○ボランティアにゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。		●		●				
地域自立支援協議会 相談支援事業連絡会(障害者関 係)	○医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自殺対策(生きることの包括的支援)を展開する上での基盤ともなる。	●							
障害福祉サービスの給付事務 障 害者手帳申請受付事務 自立支援医療費申請受付事務	○障害者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減につながる。 ○職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。		●	●	●				
八幡浜市発達支援センター「巣立 ち」の運営	○発達障害を抱えた方や家族は、日常生活で様々な生きづらさを抱えている方もいる。 ○職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。		●	●	●				
八幡浜市障害者施設いきいきプ チファームの設置 王子共同作業所・コスモ共同作 業所の設置及び運営補助	○障害者への就労支援を通じて、仕事以外の問題にも気づき、必要な場合には支援先につなげることができる。 ○施設職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。		●	●	●				
養護老人ホーム入所相談	○老人ホームへの入所手続きの中で、本人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげることができる。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●	●				
障害者差別解消推進事業 障害者虐待防止センターの設置	○虐待への対応を糸口に、本人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつないでいく接点(生きることの包括的支援への接点)にもなる。 ○職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には適切な機関へつなぐ等の対応について理解を深めてもらい、自殺リスクを抱えた人の把握、支援を拡充していくことができる。		●		●				

事業名	自殺対策との関連	基本施策					重点施策		
		ネット ワーク	人材 育成	普及 啓発	生きる 支援	SOS	高齢者	生活 困窮者	労働者
B-2 子育て支援課									
保育・育児相談	○子育ての悩みや働く世代の保護者が抱える問題に目を向けることで自殺リスクの負担軽減に寄与できる。 ○保育士にゲートキーパー研修を実施することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へとつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担える。		●		●				●
子育て支援センター業務	○子育て親子が集い交流できる場を設けることで、子育ての悩み等の自殺リスクの負担軽減に寄与できる。 ○小中高生が利用しやすい環境や相談支援、異なる世代間の交流の場を設けることで、自殺リスクの負担軽減に寄与できる。 ○職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●	●	●			
育児サークル支援事業	○育児サークルの活動支援により、親子が集い仲間づくりが行える場となる。 ○サークルメンバーにゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる。		●		●				
家庭相談員設置事業 (家庭児童養育相談支援)	○妊娠中から子育てに関わる相談・支援事業				●				
女性相談	○DVに関する相談窓口の設置により、リスクを軽減できる。				●				
母子・父子自立支援員設置事業 (ひとり親家庭の就労支援等)	○ひとり親家庭に関する相談・支援事業				●			●	●
要保護児童対策地域協議会	○子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示すひとつのシグナルであるため、保護者への支援をすることで自殺リスクの軽減にもつながる。 ○被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止、将来的な自殺リスクを抑えることにおいても、児童虐待防止は極めて重要である。	●				●			
B 市民福祉部									
保育料滞納者への対応	○保育料滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況に陥りやすいため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 ○職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。		●	●	●			●	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	○返済が滞っている世帯は何かの問題を複合的に抱えていることが少なくない。自殺のリスクを抱えている可能性もあるため、家庭状況の確認などにより、支援のきっかけとして捉える。 ○職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。		●	●	●				
子育て短期支援事業 養育支援訪問事業	○子どもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となる。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●	●				
ファミリーサポート事業 ※	○子どもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となる。 ○サポート会員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●	●				●
八幡浜市病児・病後児保育施設 「キッズケア・しらほま」 ※	○児童が病気により保育所や幼稚園、小学校などに行くことが出来ず、保護者も仕事の都合により家庭での保育が出来ない場合に、一時的に保護者に代わり専用の施設が預かることで、育児負担を軽減し、働く親世代への支援になる。 ○子どもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となる。 ○サポート会員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●	●				●
児童扶養手当の支給	○家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合がある。窓口対応する職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。		●	●	●				

事業名	自殺対策との関連	基本施策					重点施策		
		ネット ワーク	人材 育成	普及 啓発	生きる 支援	SOS	高齢者	生活 困窮者	労働者
B-3 市民課									
国民年金相談 (国民年金保険料未納者への対応)	○納税や年金の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 ○職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。		●	●	●			●	
ひとり親家庭等医療費助成事業	○ひとり親家庭は生活困窮や孤立など、自殺につながる問題要因を抱え込むリスクがある。そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 ○職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。		●	●	●			●	
B-4 保健センター									
健康づくり推進協議会	○健康づくり計画の中で自殺対策について言及することで、自殺対策との連動性を高めていくことができる。	●	●	●	●				
食生活改善推進協議会 育成事業	○食生活に問題があり生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など日常生活上の問題ゆえに自殺のリスクが高い人がいる。生活習慣病予防は、生きることの阻害要因の軽減につながる。				●				
母子健康手帳交付 妊婦健康相談 産後ケア事業 産婦健康診査 妊婦健康診査 妊婦歯科健康診査 新生児聴覚検査 乳児健康診査	○妊娠や出産、育児への不安等から、うつを伴える危険がある。妊婦の自殺死亡率は全国的に高く、妊娠期の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導を提供することで、そうしたリスクの軽減を図るとともに、出産後も他の専門機関と連携して支援を継続することができれば、自殺リスクの軽減にもつながる。 ○妊娠しても働きやすい環境のために、妊婦の健康管理の大切さや相談窓口の周知を行うことで、リスクを軽減する。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●	●				●
1歳6ヵ月・3歳児健康診査及び歯科健康診査	○子どもに対する健診は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会となり得る。貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、幼児のみならずその親をも含めて包括的な支援を展開できる可能性があり、そうした支援は生きることの包括的支援(自殺対策)にもなり得る。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●	●				
乳幼児相談 (4ヶ月児・10ヶ月児・2歳児)	○産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合がある。早期の段階から専門家が関与し、問題の聞き取りを踏まえて必要な助言・指導を提供することで、そうしたリスクを軽減し、必要時には他の専門機関へつなぐなどの対応は、生きることの包括的支援の推進にもつながる。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●	●				
ラインなどSNSでの情報発信や、 育児相談の実施 ※	○子育て世代に対して、SNS等を活用した情報の把握や相談しやすい環境を整備し、育児を支援しリスクを軽減する。				●				
子ども発達相談	○子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る。 ○必要時には別の関係機関へつなぐ等の対応を行うことで、生きることの包括的支援ともなる。				●				
がん検診等各種検診	○健康診断やメンタルヘルスチェックの機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援へつなげることができる。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●	●				
特定健康診査等健診	○健康診断やメンタルヘルスチェックの機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援へつなげることができる。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●	●				
済生丸健診	○健康診断やメンタルヘルスチェックの機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援へつなげることができる。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●	●				

事業名	自殺対策との関連	基本施策					重点施策		
		ネット ワーク	人材 育成	普及 啓発	生きる 支援	SOS	高齢者	生活 困窮者	労働者
B-4 保健センター									
訪問指導	○生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の問題ゆえに自殺のリスクが高い人も少なくない。保健師を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施することで、本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●	●				
健康教育	○生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の問題ゆえに自殺のリスクが高い人も少なくない。保健師を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施することで、本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●	●				
健康相談	○生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の問題ゆえに自殺のリスクが高い人も少なくない。保健師を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施することで、本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●	●				
高齢者緊急通報システム事業 福祉電話貸与事業	○高齢者が緊急時にSOSが出せることができる。 ○職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。		●	●	●		●	●	
介護保険料分納相談	○介護保険料滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況に陥りやすい可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 ○職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。また、相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。		●	●	●			●	
独居高齢者見守りネットワーク事業 (社会福祉協議会委託)	○見守り推進員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。		●	●	●		●		
八幡浜市老人クラブ連合会運営 補助金 高齢者就業機会確保事業等 補助金	○高齢者の活動の場づくり、就労支援による高齢者の孤立予防や生きがいづくりは、生きることの包括的支援につながる。				●		●		
地域ケア会議・推進会議 生活支援コーディネーター事業 (社会福祉協議会委託)	○地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備することや、地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成は、自殺対策(生きることの包括的支援)にもなる。				●				
介護支援専門員連絡会 通所介護事業所連絡会 訪問介護事業所連絡会	○連絡会やネットワーク、研修会等の場で自殺対策と地域づくりとの関連性について言及し、関係者の理解促進と意識の醸成を図ることで、地域保健活動の組織と自殺対策(生きることの包括的支援)との連携強化につながる。 ○介護従事者にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役の役割を担える。	●	●	●					
在宅医療・介護連携推進事業 (医師会委託)	○医療や介護等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自殺対策(生きることの包括的支援)を展開する上での基盤ともなる。	●			●				
認知症サポーター養成講座	○地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成は自殺対策(生きることの包括的支援)にもなる。 ○また、相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●	●		●		
高齢者サロン介護予防活動育成 支援事業(社会福祉協議会委託) 介護予防教室 おたっしや料理教室	○高齢者が地域で集える機会を設けることで、高齢者の状況を定期的に把握し、必要に応じて医療や介護、健診等の専門機関や社会資源につなぐことができる。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●	●		●		

事業名	自殺対策との関連	基本施策					重点施策		
		ネット ワーク	人材 育成	普及 啓発	生きる 支援	SOS	高齢者	生活 困窮者	労働者
B-5 保内庁舎管理課 ※									
様々な手続きができる 窓口業務	○職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図る。		●	●	●				
B-6 生活環境課									
公害や環境に関する苦情相談 事業	○自殺に至る背景には、近隣関係の悩みやトラブル等が関与している場合や、悪臭や騒音等の住環境に関するトラブルに精神疾患の悪化等が絡んでいる場合も少なくない。公害や環境に関する住民からの苦情相談は、それらの問題を把握・対処する上で必要に応じて他機関へつなぐことができる。				●				
B-7 人権啓発課									
人権・同和教育研究会 人権・同和教育推進者研修会 各ブロック人権教育協議会人権講演会 各高等学校に人権啓発行事	○講演会等の中で自殺問題について言及するなど、自殺対策を啓発する機会となる。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●		●			
生活相談事業	○生活相談員が、高齢者宅を戸別訪問を行い、個々が抱えている問題がないか相談にのり、必要に応じて関係機関へつなぐことができる。				●		●	●	
隣保館相談事業	○隣保館職員が、窓口での相談や戸別訪問等を行い、個々が抱えている問題がないか相談にのり、必要に応じて関係機関へつなぐことができる。				●		●	●	●
C-1 水産港湾課 ※									
離島漁業再生支援事業	○離島の漁業集落が行う漁場の生産力の向上や集落の創意工夫を活かした新たな取り組みなどの漁業再生活動への支援を通じて、離島漁業の再生を図りつつ、離島の水産業・漁村が発揮する多面的機能の維持・増進を図り、働きやすい環境をつくる。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●					●
八幡浜市港湾整備事業 経営戦略	○港湾整備事業について、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図ることを目的に、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画期間で、経営戦略を策定している。 ○八幡浜港フェリーターミナルビルや観光センターに相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●					
八幡浜市水産物地方卸売市場事業 経営戦略	○水産物地方卸売市場事業について、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図ることを目的に、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画期間で、経営戦略を策定している。 ○「もうかる産地づくり」として、魚市場の経営や人材育成を行っている。人材育成にゲートキーパー養成講座を実施したり、相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。		●	●					●
八幡浜市の漁業を支える担い手 育成事業補助金	○市内における漁業の担い手の確保及び育成を図ることを目的として、漁業後継者及び新規就業者に対し、就業等に要する経費について補助金を交付し、経済面での働く環境を整える。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●					●
シーロード八幡浜管理事業	○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●					
C-2 建設課 ※									
八幡浜市空家等活用促進事業	○市内に点在する、空き家を「まちづくりの資源」として捉え、滞在体験施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設など、地域コミュニティの活性化に資する事業を募集する。 ○提案のあった事業に対し審査会を開催し、採択されれば空き家の改修費用等の一部を助成する。 ○地域での孤立防止や居場所づくりができる。 ○開設された施設に、相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。 ○事業者や利用者に向けてゲートキーパー養成講座を行う。		●	●	●				
公園の管理など	○リスクの高い場所の点検と、対応(建物への進入禁止措置や、樹木の伐採など)により、自殺のリスクを軽減する。				●				
C-3 農林課 ※									
新規就農者育成総合対策 (経営開始基金)	○次世代を担う農業者になることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、経営確立のため必要な経営開始資金を交付する。 ○心身の健康保持増進のために、健診カレンダーやこころの相談窓口一覧のリーフレットを配布する。			●	●				●
みかんアルバイト等確保支援事業 費補助金	○市内農業者等が、農繁期の労働力確保のため求人サイトで募集する際に要する費用の一部を補助することで、労働の負担を軽減する。				●				●
認定農業者関連事業	○認定されることで、様々な支援が受けられ、安定した経営や労働環境改善につながる。 制度資金(スーパーL資金、農業近代化資金 他) 農業者年金の保険料補助・担い手総合支援事業など ○心身の健康保持増進のために、健診カレンダーやこころの相談窓口一覧のリーフレットを配布する。			●	●				●
森林整備担い手確保育成対策事業 費補助金	○林業従事者の労働安全衛生の充実、技術及び技能の向上、福利厚生の実施等を図る。 ○事業所に心の相談窓口一覧のリーフレットを配布する。		●	●					●

事業名	自殺対策との関連	基本施策					重点施策		
		ネット ワーク	人材 育成	普及 啓発	生きる 支援	SOS	高齢者	生活 困窮者	労働者
C-4 商工観光課									
消費者教育講師派遣事業	○地域における消費者教育を支援するため、講師を派遣し、詐欺や多重債務の問題を回避し適切に対処できるよう消費生活について講話する。 ○自殺対策を啓発するため、講演会等で自殺問題について言及する。 また、相談先一覧のリーフレットを配布し、相談先情報を周知する。		●	●			●	●	●
消費生活相談及び多重債務相談事業	○消費生活、詐欺、多重債務などの相談を受け付け、解決に努める。				●		●	●	●
商工団体への支援	○八幡浜市商工会議所等補助金/市内経済の活性化のため、商工団体の商工振興対策に相当する経費(青年部育成事業、経営改善普及事業、地元産品開発、販売促進事業等)の一部を補助する。		●		●				●
創業等支援 ※	○「創業支援等事業計画」に基づき創業希望者に補助金や融資制度の紹介等を行うとともに、関係機関が連携し、創業希望者の発掘から事業計画の策定、資金調達、販路開拓など、創業のあらゆる段階に応じて、関係機関の専門性を活かした創業支援とフォローアップを行う。 ○八幡浜市創業等支援事業補助金/市内で新規創業、第二創業、事業規模拡大を行う者に対し、創業等に要する経費の一部を補助する。		●		●				●
中小企業への支援 ※	○中小企業振興対策補助金/中小企業の育成振興を図るため、融資期間内に完済した者に対し、愛媛県信用保証協会に支払った債務保証料と貸付利子の一部を助成する。 ○セーフティネット保証(5号)の認定/全国的に業況の悪化している業種に属することにより経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額80%を補償する制度において、市が認定を行う。				●				●
C-5 下水道課									
水道・下水道料金の減免、徴収猶予	○土地の使用状況及び受益者の事情により、負担金を減免し又は徴収猶予をしたりする。 ○問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対して、徴収員が必要に応じて他機関へつなぐことができる。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●	●				●
C-6 水道課の事業									
水道・下水道料金の支払いに関すること(給水停止執行业務)	○水道使用料徴収員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対して、徴収員が必要に応じて他機関へつなぐことができる。 ○相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。		●	●	●				●
D-1 市立八幡浜総合病院 事務局									
外来診療 休日夜間診療 救急診療 入院患者のせん妄、不眠、不穏等に関するコンサルティング業務	○自殺未遂者支援や地域包括ケア事業を進める上での、地域の拠点となる。相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。	●		●	●				
D-2 市立八幡浜総合病院 地域医療連携室									
自殺未遂者対策	○自殺未遂者支援や地域包括ケア事業を進める上での、地域の拠点となる。相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。	●		●	●				
E 議会事務局 ※									
議会事務局庶務	○議員に相談先一覧のリーフレットを配布することで、窓口の周知を図ることができる。 ○議員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、つなぎ役としての役割を担え、市民の自殺対策への関心も高まる。		●	●	●				
F-1 学校教育課									
学校職員安全衛生管理事業	○学校職員(支援者)の健康管理を通じて、支援者に対する支援の充実を図ることができる。		●						
生徒指導部会	○問題行動を起こす児童・生徒の中には、様々な困難を抱え、自殺リスクの高い子どもがいる可能性があるため、教職員向け研修の中で自殺問題や支援先に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めてもらう機会となる。		●				●		
就学援助、奨学資金貸付制度	○就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応に加えて、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供の機会にもなる。 ○職員や教職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。		●	●	●				

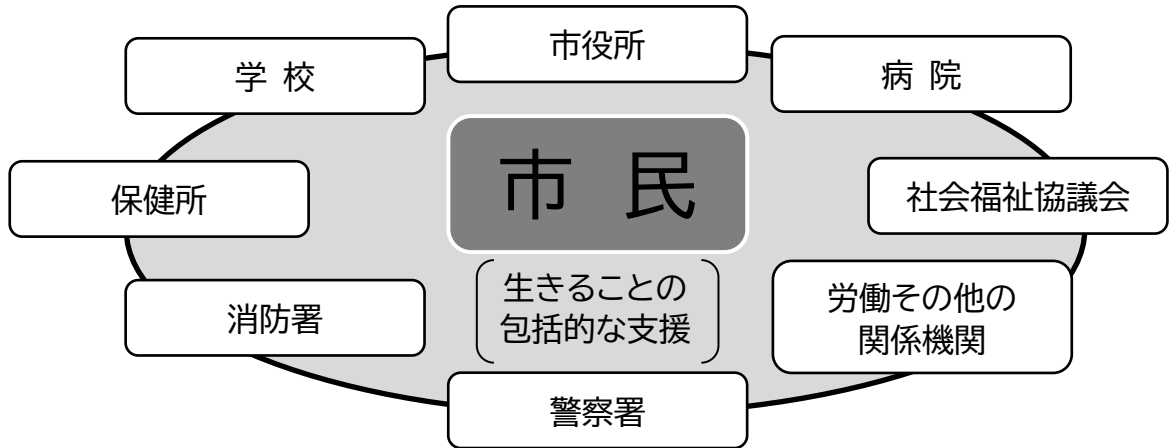
事業名	自殺対策との関連	基本施策					重点施策		
		ネット ワーク	人材 育成	普及 啓発	生きる 支援	SOS	高齢者	生活 困窮者	労働者
F-2 学校教育課 教育支援室									
スクールライフアドバイザーの派遣	○児童生徒の教育相談や発達障害児支援				●	●			
スクールソーシャルワーカーの派遣	○いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の問題を抱える児童生徒への支援				●	●			
学校生活支援員研修会 教育相談員等研修会	○教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めてもらう機会となる。		●			●			
いじめ問題不登校対策講演会 いじめ問題アンケート 八幡浜市いじめ対策委員会	○いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の1つであり、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、いじめにあった際の相談先の情報等の周知など、SOSの出し方教育を推進することで児童生徒の自殺防止に寄与する。	●		●					
ソーシャルスキルトレーニング ミュージックケア 教育・療育相談放課後療育支援	○学校以外の場で専門の相談員に相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に寄与できる。			●	●	●			
F-3 生涯学習課 図書館									
図書館の管理	○市民にとって誰もが利用できる「安心して過ごせる居場所」としての役割を担うことができる。 ○利用者に対して自殺対策に関する啓発や相談先情報の周知を図ることができる。					●			
自殺対策強化月間と、自殺予防週間への協力	○関連書籍の展示や、ポスターなどにより普及啓発を図る。			●	●	●			
F-4 生涯学習課 青少年センター									
八幡浜市PTA連合会事務局 PTA役員合同研修会 PTA研究大会	○セミナーや研修会等で自殺問題について講演することにより、保護者の間で、子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高めることができる。 ○役員会の場で相談先の情報等をあわせて提供することで、子どもへの情報周知のみならず、保護者自身が問題を抱えた際の相談先の情報提供の機会とすることができる。			●		●			
八幡浜市青少年補導員事務局 八幡浜市学校警察連絡協議会 青少年センター相談窓口	○街中の徘徊など、一見すると「非行」と思われる行動が、実は青少年にとっての「SOS」である場合も少なくない。 ○補導員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。 ○連絡会やネットワーク、研修会等の場で自殺対策と地域づくりとの関連性について言及し、関係者の理解促進と意識の醸成を図ることで、地域活動の組織との連携強化につながる。	●	●			●			
F-5 生涯学習課 公民館									
公民館長・公民館主事の会合や研修	○相談先一覧のリーフレットを配布することで、窓口の周知を図ることができる。 ○ゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、つなぎ役としての役割を担える。		●	●					
G 八幡浜地区施設事務組合									
八幡浜地区施設事務組合	○自殺未遂者支援及び相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。	●		●	●				
消防本部	八幡浜保健所地域自殺対策検討連絡会における自殺未遂者・家族(自死遺族含)の支援体制に基づく消防機関の役割の実施 ①可能であれば相談窓口紹介「相談窓口カード」の配布 ②本人又は家族の同意があれば保健所へ情報提供			●					

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

市民の誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、教育、労働その他関係機関がそれぞれに主体的な役割を担い、地域の連携・協力体制を強化して、包括的に自殺対策を推進します。

図 30 計画の推進体制のイメージ



2 計画の周知

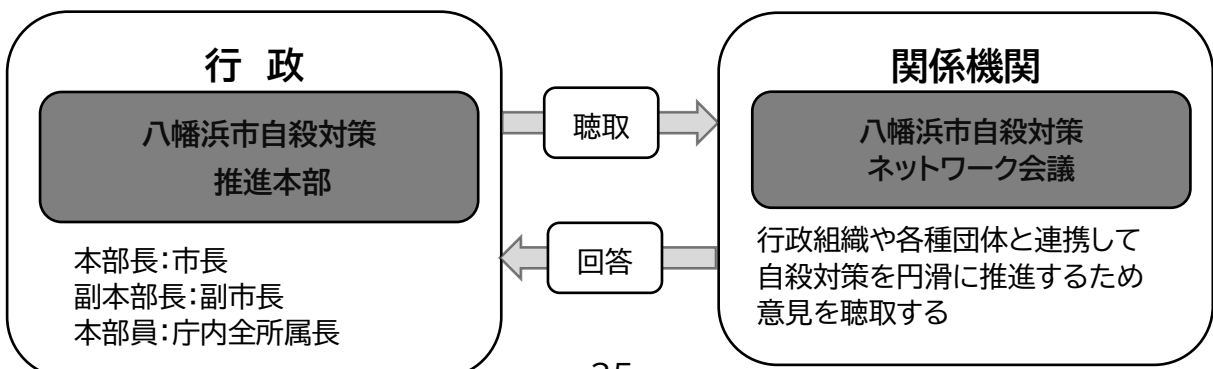
市民及び関係機関が主体的に自殺対策に取り組めるよう、広報やホームページ、SNS などを通じて計画の周知を図ります。

3 評価について

自殺予防には即効性がないことから、中長期的な視点に立って継続的に施策を実施する必要があります。このため、各施策が効果的・効率的に実施されているかを検証、評価し、適切な見直しを行いながら、継続的に施策を推進していきます。

計画の評価は、いのち支える自殺対策推進センターが作成した「自殺対策計画進捗確認シート」を活用して各事業の評価を行い、「八幡浜市自殺対策推進本部」および「八幡浜市自殺対策ネットワーク会議」の意見を聞き、随時適切に見直しを行います。

図 31 八幡浜市自殺対策計画 策定体制



(1)計画の数値目標

国は、令和 8 年までに、自殺死亡率を平成 27 年と比べて 10 年間で 30%以上減少させることを目標としています。

本市の平成 30～令和 4 年の 5 年間の自殺死亡率(人口 10 万対)は 15.0 と、1次計画の目標値 20.9 を下回っており、平成 27 年と比べて 30%の減少を達成しています。

そこで、令和 5～9 年の 5 年間で 12.0 以下に減少させることを目標とします。

《数値目標》 *地域自殺実態プロフィール【2023】より

評価指標	基準値 (平成 27 年)	2次計画策定:現状値* (平成 30～令和 4 年)	目標値 (令和 5～9 年)
自殺死亡率 【人口10万対】	21.8	15.0	12.0 以下

(2)基本施策と重点施策の評価指標・数値目標

①年代別自殺死亡率 *地域自殺実態プロフィール【2023】より

評価指標	2次計画策定:現状値* (平成 30～令和 4 年)	目標値 (令和 5～9 年)
50 歳代の自殺死亡率 【人口10万対】	23.0	低下
60 歳代の自殺死亡率 【人口10万対】	14.8	12.0 以下
70歳代の自殺死亡率 【人口10万対】	22.1	20.0 以下

<参考> 主な自殺者の特徴(男女別・年齢階級別・生活状況別)

生活 困窮者	男性・20～39 歳・無職・独居	2083.4	低下
	男性・60歳以上・無職・独居	44.2	低下
	女性・40～59歳・無職・独居	158.3	低下
勤務 ・ 経営者	男性・20～39歳・有職・同居	26.0	低下
	男性・40～59歳・有職・独居	79.9	低下

②市の取組み

全庁を挙げ、連携して自殺対策を推進します。

主な取組については、評価指標と目標値を設定します。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化		
評価指標	目標値(令和9年度)	評価の視点
自殺対策ネットワーク会議 自殺対策担当者会議	年1回	計画の進捗、課題や情報の共有、専門的な意見交換等による連携強化
要保護児童対策協議会	実務者会 年6回	ハイリスク者の個別対応や子どもの健全育成についての連携強化
未遂者支援、自死遺族支援	ケース会議 年1回以上	当事者支援と連携強化

基本施策2 自殺対策を支える人材育成		
評価指標	目標値(令和9年度)	評価の視点
ゲートキーパー養成講座	年10回以上	こころの病気やケアの方法など、身近な人のためにできることや地域での活動、職務などの中での自殺対策の視点を知り、対応できる人の増加
心のサポーター養成講座	年2回以上	

基本施策3 市民への啓発と周知		
評価指標	目標値(令和9年度)	評価の視点
自殺対策講演会 ～心の健康講演会～	年1回	自殺対策への啓発や相談窓口などを周知できる
自殺対策強化月間や自殺予防週間における関係機関との共同企画の開催場所数	年2か所以上	市民がよく利用する関係機関での自殺対策の啓発

基本施策4 生きることの促進要因への支援		
評価指標	目標値(令和9年度)	評価の視点
仲間づくりなどの集いの場	維持または増加	生きることへの促進要因
相談支援の場		
講座等でのアンケート 「集いの場や相談窓口を知っている人」の割合	60%	市民の認知度が向上することで適切な支援を受けられる

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育と支援者ネットワークの促進		
評価指標	目標値(令和9年度)	評価の視点
思春期ふれあい体験教室(小学生)	各1回以上	命の大切さや自殺対策への啓発、相談窓口などを周知
性教育講座(中学生)		
児童生徒のSOSの出し方教育(小・中・高校生)	各1回	子ども自身が援助希求行動を身につけ対処できる

評価指標	目標値(令和 9 年度)	評価の視点
教室や講座等でのアンケート 「対処法が分かる、相談できる人」の割合	95%	子ども自身が援助希求行動を身につけ対処できる
個別支援ケース会議 (地域関係者を含む)	年1回以上	ハイリスク者支援のための地域でのネットワークづくりを推進する

重点施策1 高齢者対策

評価指標	目標値(令和 9 年度)	評価の視点
心の健康講座	年 2 回以上	高齢者のこころの健康についての啓発と相談窓口の周知により、適切な対処がとれる
ゲートキーパー養成講座 (居宅介護支援事業所、シルバー人材センター等)	年 2 回以上	職域での適切な対処による自殺予防
後期高齢者健診受診率	向 上	重症化予防でリスクを軽減

重点施策2 生活困窮者対策

評価指標	目標値(令和 9 年度)	評価の視点
生活困窮者自立相談支援 生活困窮者住居確保給付金 生活困窮者一時生活支援事業 生活困窮者就労準備支援事業	必要な人へ 適切な支援ができる (支援継続と内容評価)	関係機関が連携し、状況に応じた適切な対応で安心した生活を送る支援ができる
納税相談 〔生活困窮者自立支援事業と連携した生活再建支援〕		
自然災害などの被災者支援		

重点施策3 勤務・経営者等の労働者対策

評価指標	目標値(令和 9 年度)	評価の視点
メンタルヘルス対策等研修会 〔市役所職員・事業主 安全衛生担当者等〕	各職場で年1回	職場のこころの健康づくりと、ハイリスク者を出さない・早期に対応できる環境である
特定健診受診率(国保)	60%	身体不調に気づき、早目に相談、対応できる
がん検診受診率	15%	

(3)参考資料

令和6年度 八幡浜市自殺対策推進本部名簿

役 職	職 名		氏 名
本部長	市 長		大城 一郎
副本部長	副 市 長		菊池 司郎
本部員	総 務 企 画 部	総務企画部長	藤堂 耕治
//		政策推進課長	松良 喜郎
//		総務課長	宇都宮 久昭
//		財政課長	松野 好真
//		税務課長	田本 憲一郎
//	市 民 福 祉 部	市民福祉部長	福岡 勝明
//		社会福祉課長	二宮 恭子
//		子育て支援課長	河野 光徳
//		市民課長	倭村 祥孝
//		保内庁舎管理課長	二宮 万裕美
//		生活環境課長	岡本 正洋
//		人権啓発課長	菊池 和幸
//		保健センター所長	明礼 英和
//	産 業 建 設 部	産業建設部長	垣内 千代紀
//		水産港湾課長	宮岡 昭彰
//		建設課長	宮下 栄司
//		農林課長	松本 有加
//		商工観光課長	萩森 久人
//		下水道課長	菊池 利夫
//		水道課長	山本 覚
//	市立病院事務局	事務局長	井上 耕二
//	会計管理者	会計課長	河野 久志
//	議会事務局	事務局長	水岡 能成
//	監査事務局	事務局長	坂井 浩二
//	教 育 委 員 会	教育長	井上 靖
//		教育指導主幹	河野 文俊
//		学校教育課長	梶本 教仁
//		生涯学習課長	山中 貞則
//	八幡浜地区施設事務組合	事務局長	鎌田 恭廣

令和6年度 八幡浜市自殺対策ネットワーク会議委員名簿

分野	所属	職名	氏名
医療・保健	きょうまちなかこころクリニック	院長	近藤 強
//	八幡浜保健所健康増進課	精神保健係長	谷村 千里
福祉	八幡浜市民生児童委員協議会	会長	徳島 守
//	八幡浜市社会福祉協議会	課長	前田 善明
//	八幡浜市地域自立支援協議会	会長	甲野 正人
教育	八幡浜市学校保健部会	養護部会部長	田原 千恵
産業・労働	八幡浜商工会議所 青年部	会長	溝脇 研二
//	八幡浜労働基準監督署	労働基準監督官	兵頭 航
//	八幡浜公共職業安定所	統括職業指導官	藤原 晋
警察・消防	八幡浜警察署生活安全課	課長	松山 雄亮
//	八幡浜地区施設事務組合消防本部 警防課	課長補佐	水元 栄二
学識経験者	愛媛県立医療技術大学	教授	越智 百枝
//	弁護士法人たいよう	弁護士	池本 真彦
行政	八幡浜市消費生活センター	相談員	岡本 恵美
//	八幡浜市地域包括支援センター	センター長	中川 綾

八幡浜市自殺対策計画策定の経緯

年月日	会議等	内容
令和6年 8月28日	第1回 八幡浜市自殺対策推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次八幡浜市自殺対策計画(素案)について説明・意見交換 ・庁内各課、関連事業の洗い出し作業を行い、「自殺対策関連事業一覧」を作成
10月30日	第1回 八幡浜市自殺対策ネットワーク会議	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺の現状と第1次八幡浜市自殺対策計画の評価について ・第2次八幡浜市自殺対策計画(案)について説明・意見交換
12月18日	第2回 八幡浜市自殺対策推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策ネットワーク会議での意見を踏まえ、計画案を修正 ・第2次八幡浜市自殺対策計画(修正案)について説明・意見交換
令和7年 2月	第2次八幡浜市自殺対策計画(案)の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの募集
3月	第2次八幡浜市自殺対策計画策定	

第2次八幡浜市自殺対策計画

発行:八幡浜市

編集:〒796-0010

愛媛県八幡浜市松柏乙 1101 番地

八幡浜市保健センター

電話 0894-24-6626 FAX 0894-24-6652